

仙台市障害者保健福祉計画

(令和6～11年度)

仙台市障害福祉計画（第7期） 仙台市障害児福祉計画（第3期）

(令和6～8年度)

中間案

令和5年12月

仙台市

目次

第1章 計画策定の概要.....	1
1 趣旨.....	1
2 位置づけ.....	1
3 対象.....	3
4 計画期間.....	3
5 SDGs との関係.....	4
第2章 障害のある方を取り巻く現状.....	5
1 社会の動き.....	5
2 国等の障害者施策等の動向.....	8
3 本市の現状.....	10
4 前計画期間の振り返り.....	15
第3章 計画の方向性.....	17
1 理念.....	17
2 基本目標.....	18
3 基本方針.....	19
4 施策体系.....	21
第4章 障害福祉計画（第7期）・障害児福祉計画（第3期）.....	35
1 成果目標.....	35
2 活動指標に係る見込量の推計の考え方.....	51
3 見込量確保のための方策等.....	51
4 見込量.....	54
第5章 計画の推進.....	63
1 推進体制.....	63
2 各主体の役割.....	63
3 計画の普及・啓発.....	64
4 計画の達成状況の点検及び評価.....	64

第1章 計画策定の概要

1 趣旨

本市では、平成30年3月に「仙台市障害者保健福祉計画（計画期間：平成30年度～令和5年度）」及び「仙台市障害福祉計画（第5期）（計画期間：平成30年度～令和2年度）」、「仙台市障害児福祉計画（第1期）（計画期間：平成30年度～令和2年度）」を策定し、障害者保健福祉施策の充実に努めてきました。令和2年12月には障害者保健福祉計画の中間評価を行うとともに、「仙台市障害福祉計画（第6期）（計画期間：令和3～5年度）」、「仙台市障害児福祉計画（第2期）（計画期間：令和3～5年度）」を策定し、さらなる施策を展開してきました。

今般、各計画の計画期間が終了することから、これまでの計画の進捗や社会情勢の変化、国の制度改正の動きなどを踏まえて、新たに本計画を策定します。

2 位置づけ

（1）法令根拠

障害者保健福祉計画は、障害者基本法第11条第3項に定める「市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画（市町村障害者計画）」であり、本市の障害者施策全体の方向性を定めるものです。また、障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法¹第9条第1項の規定に基づき、市町村障害者計画の策定や変更にあたっては同法の規定の趣旨を踏まえることとされています。

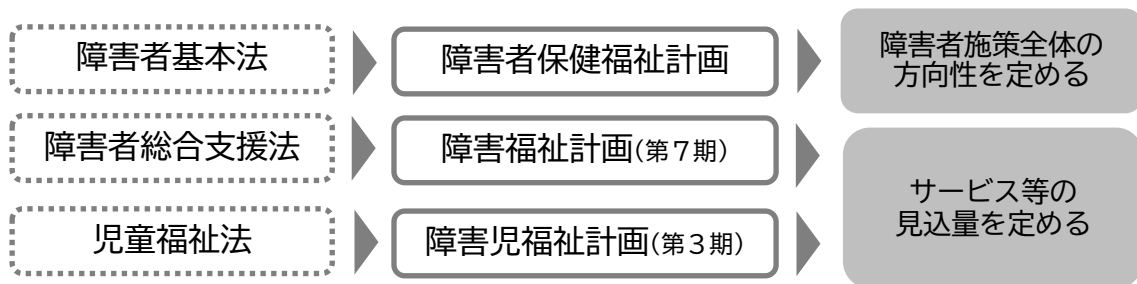
障害福祉計画（第7期）は、障害者総合支援法²第88条第1項に定める「障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関する計画（市町村障害福祉計画）」であり、サービス等の見込量を定めるものです。

障害児福祉計画（第3期）は、児童福祉法第33条の20第1項に基づき、「障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保に関する計画（市町村障害児福祉計画）」としてサービス等の見込量を定めるものです。本市では、障害のある方々に対し、乳幼児から高齢に至るまで、生涯にわたり切れ目のない総合的な支援の提供を目指す観点か

1 「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律」

2 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」

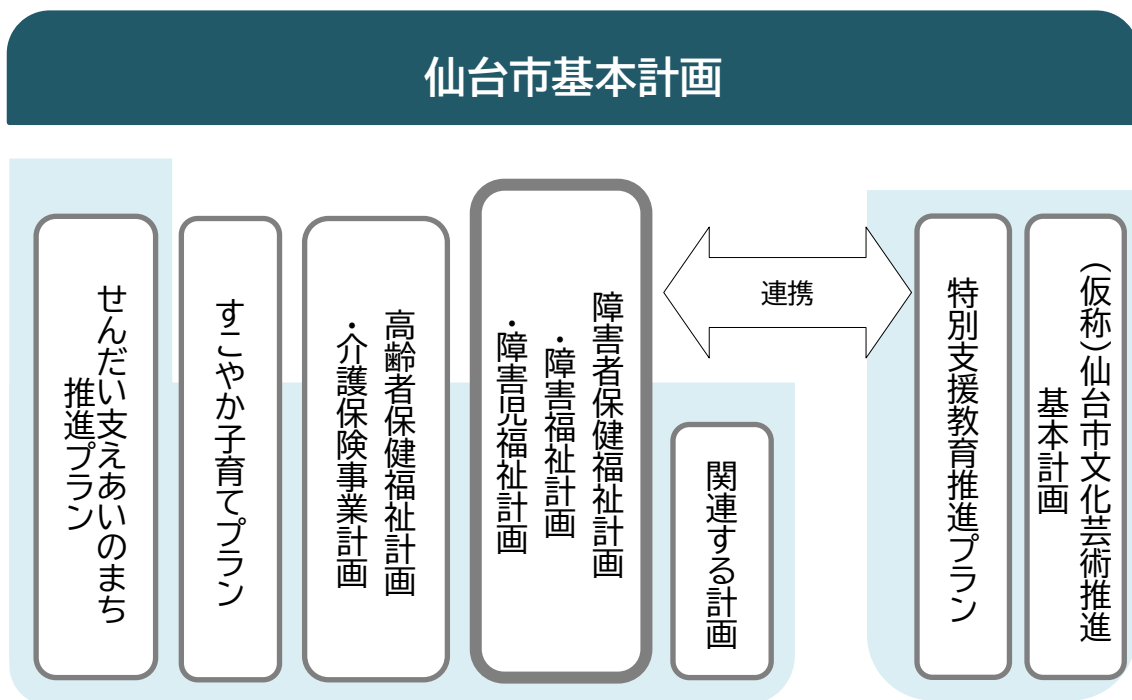
ら、これら3つの計画を一体のものとして策定することとします。



◆ 図：各計画と法律の対応

(2) 本市の各計画等との関係

本計画は、「仙台市基本計画 2021-2030」に掲げる「多様性が社会を動かす共生のまち」の実現に向け、障害のある方に関する施策を総合的に推進する計画として策定します。また、「せんだい支えあいのまち推進プラン」と関連する「仙台市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」、「仙台市すこやか子育てプラン」等の計画や、「仙台市特別支援教育推進プラン」及び「(仮称)仙台市文化芸術推進基本計画」と緊密に連携し、施策を推進していきます。



◆ 図：計画の位置づけ

3 対象

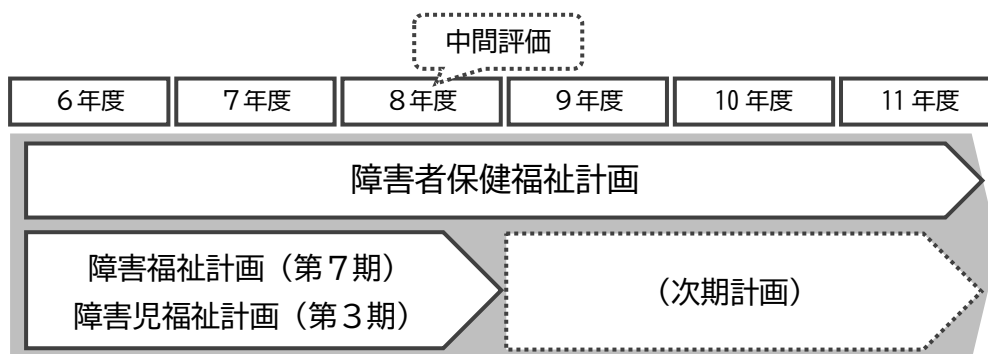
本計画の対象は、障害のある方を含むすべての市民、事業者とします。

本計画の「障害のある方」は、障害者基本法などに準じて、「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害、高次脳機能障害を含む）、難病その他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活または社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」とします。

4 計画期間

障害者保健福祉計画は、令和6年度から令和11年度までの6年間で計画期間として、障害福祉計画（第7期）及び障害児福祉計画（第3期）は、令和6年度から令和8年度までの3年間で計画期間とします。

また、令和8年度に障害者保健福祉計画の中間評価を行うとともに、次期の障害福祉計画及び障害児福祉計画を策定します。



5 SDGs との関係

SDGs (Sustainable Development Goals) とは、平成 27 年に国連総会で採択された、持続可能でより良い世界を目指すための令和 12 年までの国際目標です。17 のゴールと 169 のターゲットから構成され、誰一人取り残さないことを理念に、環境、経済、社会等をめぐる課題に世界全体で取り組むものとされています。

本計画では、「仙台市 SDGs (持続可能な開発目標) 推進方針」に基づき、計画に関連する主な目標を以下のとおり定めます。

 <p>1 貧困をなくそう</p>	<p>あらゆる場所で、あらゆる形態の貧困に終止符を打つ</p>	 <p>3 すべての人に健康と福祉を</p>	<p>あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する</p>
 <p>4 質の高い教育をみんなに</p>	<p>すべての人々への包摂的かつ公正な質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する</p>	 <p>5 ジェンダー平等を實現しよう</p>	<p>ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う</p>
 <p>8 働きがいも経済成長も</p>	<p>包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用(ディーセント・ワーク)を促進する</p>	 <p>10 人や国の不平等をなくそう</p>	<p>各国内及び各国間の不平等を是正する</p>
 <p>11 住み続けられるまちづくりを</p>	<p>包摂的で安全かつ強靱(レジリエント)で持続可能な都市及び人間居住を実現する</p>	 <p>12 つくる責任 つかう責任</p>	<p>持続可能な生産消費形態を確保する</p>
 <p>16 平和と公正をすべての人に</p>	<p>持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する</p>	 <p>17 パートナリーシップで目標を達成しよう</p>	<p>持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する</p>

◆ 図：計画に関連する SDGs 目標

第2章 障害のある方を取り巻く現状

1 社会の動き

(1) 法律の変遷

かつて日本における障害者施策は、「身体障害者福祉法（昭和 24 年）」、「精神薄弱者福祉法（昭和 35 年）」、「精神衛生法（昭和 25 年）」のように、身体障害・知的障害・精神障害の3障害に関する法制度が別々に整備されてきたことから、一元的で総合的な施策を提供することができないという課題を抱えていました。そして、国際障害者年（昭和 56 年）や国連・障害者の十年（昭和 58 年～平成 4 年）、障害者団体の活動などを背景として、「障害者基本法（平成 5 年）」が定められ精神障害のある方も障害福祉サービスの対象となりました。

その後、平成 15 年に行政がサービスの内容を決める措置制度から、障害のある方が自分の意思でサービスを選択する支援費制度へと移行しました。そして、「障害者自立支援法（平成 18 年施行）」において3障害の一元化が行われ、施設や事業の再編を経て、一体的な障害福祉サービスの提供へと制度が変化してきました。現在、障害者自立支援法は「障害者総合支援法（平成 26 年施行）」に移行し、難病の方も対象に含むなど対象者を拡大した後も、障害のある方等の希望する生活を実現するために改正を重ね、更なる支援の拡充を図っています。

(2) 障害者権利条約の批准

近年の法律の変遷の背景には、「障害者の権利に関する条約（障害者権利条約）」の存在があります。本条約は、「障害者の人権及び基本的自由の享有を確保し、障害者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的として、障害者の権利の実現のための措置等について定める」ものであり、平成 18 年に国連総会において採択されました。

日本は、平成 19 年に本条約に署名してから平成 26 年の批准に至るまで、同条約の批准に向けた国内法の整備を進めてきました。障害者の定義が見直されるとともに、差別の禁止などが盛り込まれた「改正障害者基本法（平成 23 年施行）」、誰もが障害のある方に対し虐待をしてはならないことなどを定めた「障害者虐待防止法³（平成 24 年施

3 「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」

行)」、障害者就労施設等からの物品等の調達について国や地方公共団体の責務を定めた「障害者優先調達推進法⁴（平成 25 年施行）」、障害者の法定雇用率を引き上げるとともに雇用分野における差別を禁止し、精神障害も対象に加えた「改正障害者雇用促進法⁵（平成 25 年・平成 28 年・平成 30 年施行）」など、障害のある方の権利を保障する様々な法制度が整えられてきました。近年整備された法律のなかでも、特に「障害者差別解消法⁶（平成 28 年施行）」は、障害者基本法の基本原則「差別の禁止」を具体化する法律として、行政機関や事業者に対し、障害のある方への「不当な差別的取扱い」を禁じ、「合理的配慮の提供」を求めるなど、同法の施行により、障害のある方の権利擁護の取り組みが一層強化されることが期待されています。

また、令和 4 年の国際連合の障害者権利委員会に対する、障害者権利条約の第 1 回日本政府報告においては、「障害のある方の権利促進のための立法措置」等について高く評価された一方、「あらゆる活動分野において、全ての障害のある方への合理的配慮の提供を確保するための措置を講じる事」等の懸念・勧告も示されており、今後更なる取り組みが必要となります。

（3）災害・感染症等の非常時・緊急時の対応

障害者権利条約の批准に向けて国内法の整備に取り組んでいる間、平成 23 年に東日本大震災が発災し、多くの障害のある方々の生活が一変しました。障害特性に応じた配慮を避難所で受けることが難しかった、普段服薬している薬を容易に手に入れることが出来なかった、支援者が来ることができなくなり必要なサービスを受けられなかったなどの困難に直面し、想定をはるかに超える規模の災害により多くの課題が表出しました。震災後、本市では福祉避難所の整備や災害時要援護者情報登録制度の拡充を進めてきました。また、令和 3 年の災害対策基本法の改正により努力義務となった個別避難計画の作成についても取り組みを進めるなど、大規模災害を経験した都市として、災害時における障害のある方の安心・安全の在り方について、先導的な役割を果たすことが求められています。

4 「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」

5 「障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律」

6 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」

令和元年12月に中国で初めて感染者が確認された新型コロナウイルス感染症は、短期間のうちに全世界に拡大し、国内では令和2年1月に初めて感染者が確認され、感染者の全国的な増加に伴い、同年4月には緊急事態宣言が出されました。その後、令和5年5月に感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律上の位置づけが5類感染症に移行されるまで、マスクの着用やソーシャルディスタンスの確保等、新しい生活様式に沿った対応が求められ、障害のある方の日常生活に様々な影響が生じたほか、障害福祉サービス事業所においても、感染拡大防止対策やクラスター対応等、これまで想定されていなかった様々な対応を求められました。災害や感染症等による予期せぬ非常時における障害のある方への配慮等について、状況に応じて速やかに対応していくことの必要性を改めて認識しました。

2 国等の障害者施策等の動向

(1) 障害理解・差別解消

平成 28 年 4 月に施行された障害者差別解消法は、社会の変化等に伴う内容の充実が求められることや、施行状況から判明した制度・運用の不十分な点について対応策を講じる必要があることから、平成 31 年 2 月より国の障害者政策委員会において見直しの検討が進められ、令和 6 年 4 月から施行される改正法では、事業者による合理的配慮の提供の義務化などが規定されました。

障害者差別解消法の改正を受け、令和 5 年 10 月に「仙台市障害を理由とする差別をなくし障害のある人も無い人も共に暮らしやすいまちをつくる条例（以下「障害者差別解消条例」という。）」も改正し、独自項目として障害理解教育の推進などを追加し、市民や事業者の障害理解を更に推進する取り組みを行っています。

(2) 障害のある子どもへの支援

平成 28 年 5 月の児童福祉法改正により、医療的ケア児が必要な支援を円滑に受けられるよう、地方公共団体において、保健、医療、福祉等の関連分野の連携体制の確保等が努力義務とされ、体制の整備が進められてきました。また、令和 3 年 9 月に「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」が施行され、医療的ケア児への支援は国や地方公共団体の責務となり、社会全体で医療的ケア児とその家族への更なる支援が求められます。

令和 5 年 4 月には、「こども基本法」の施行、こども家庭庁の設置により、子どもや若者に関する施策を総合的に推進していく基盤整備が図られ、全ての子どもが将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現に向けた取り組みが重要となっています。

これらを踏まえ、特別支援教育の充実や、児童発達支援センターを中核とした重層的な地域支援体制の充実など、より一層、障害児支援の充実に取り組んでいく必要があります。

(3) 日々の暮らしや社会参加の基盤づくり

平成30年6月に「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」が施行、令和5年3月に「障害者による文化芸術活動の推進に関する基本的な計画(第2期)」が策定され、文化芸術活動を通じて、障害のある方の個性と能力の発揮、社会参加の促進を図っていくための取り組みが求められます。

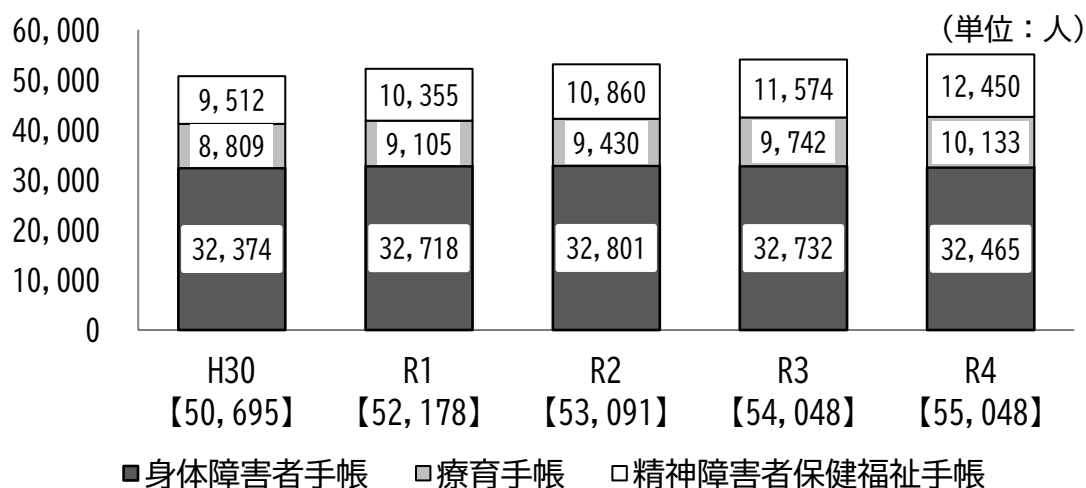
障害のある方の雇用においては、令和6年4月より、障害者の法定雇用率が段階的に引き上げられることとされており、令和8年7月以降においては、民間企業の法定雇用率は2.7%、国及び地方公共団体等は3.0%（都道府県等の教育委員会にあっては2.9%）に引き上げられることが決定しており、障害者雇用の一層の促進が求められています。

また、令和元年6月に「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」、令和4年5月に「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」が施行され、全ての障害のある方が、必要とする情報を十分に取得・利用でき、円滑な意思疎通が図られるよう、一層の取り組みが求められています。

3 本市の現状

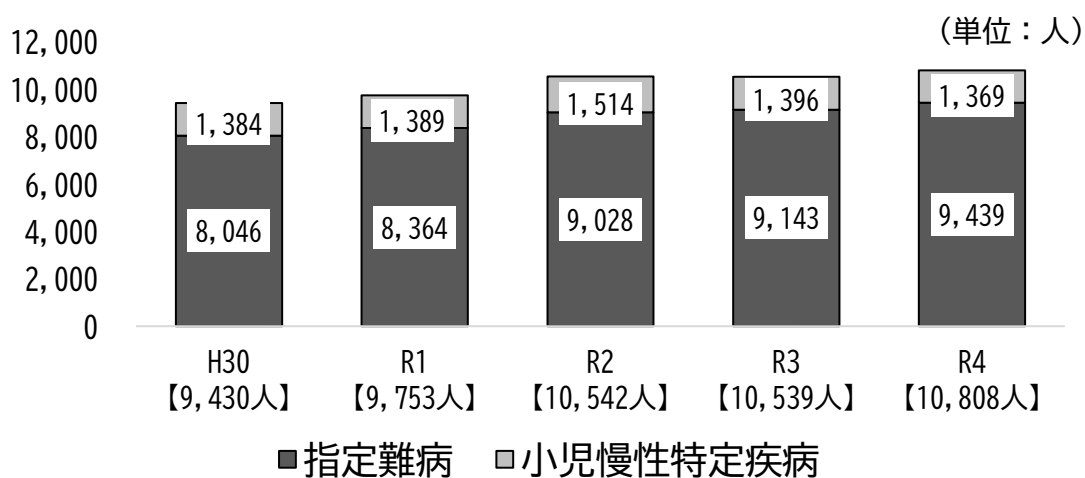
○ 障害者手帳所持者数⁷

障害者手帳の所持者数は4年間で4,353人(8.6%)増加しており、令和4年度末時点で55,048人となっています。近年、身体障害者手帳の所持者数はほぼ横ばいですが、療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の所持者数は増加しています。



○ 指定難病・小児慢性特定疾患患者数⁸

指定難病患者数は増加傾向にあり、令和4年度末時点で9,439人が医療費助成の対象者です。また、小児慢性特定疾患患者数は多少の増減はあるが、ほぼ横ばいとなっています。

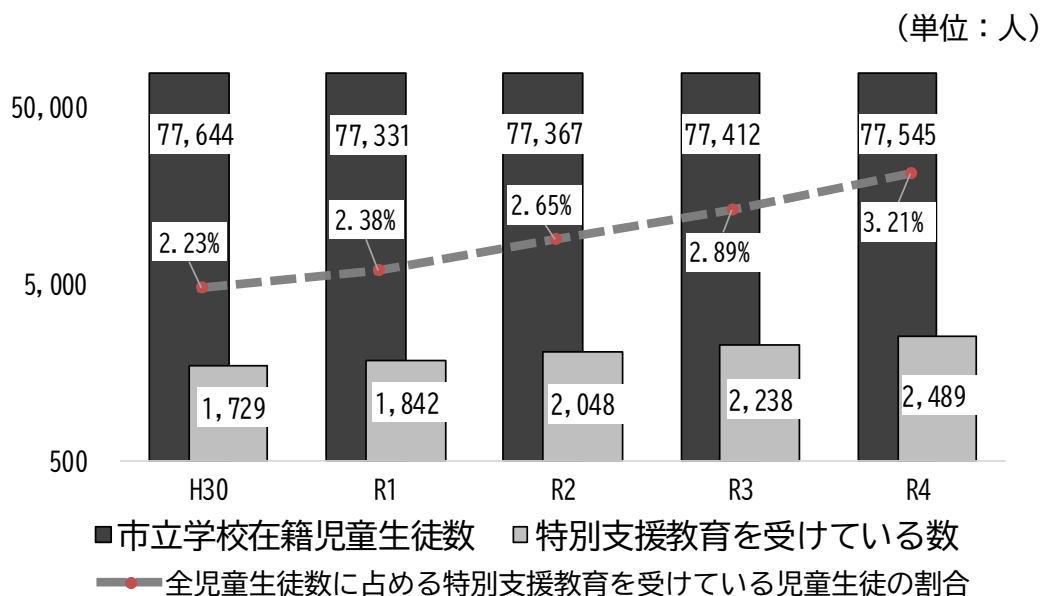


7 障害者手帳の集計日は、各年度3月31日時点。

8 指定難病については医療費助成の対象者を計上している。

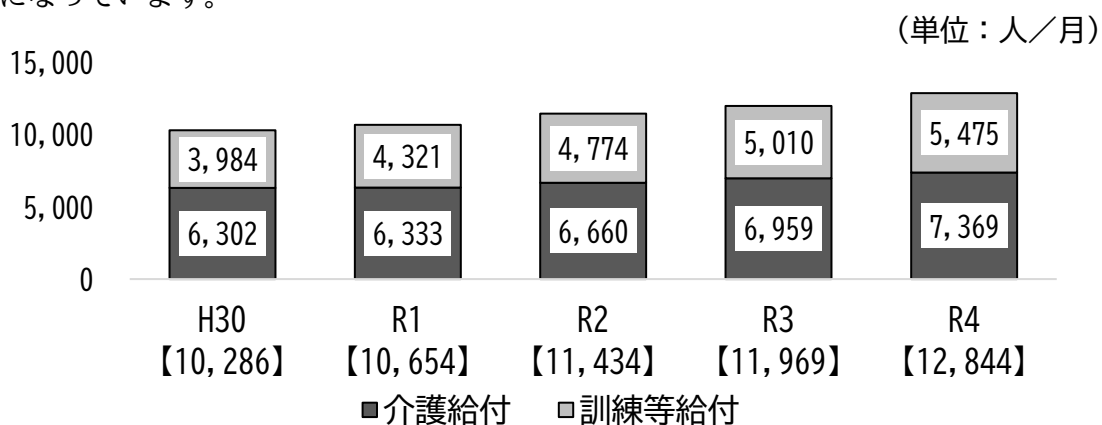
○ 特別な教育の場を活用している児童生徒数・割合⁹

市立小・中学校にて特別支援教育を受けている児童生徒数及び、全児童生徒数に占める割合は増加傾向にあります。



○ 指定障害福祉サービス等利用者数¹⁰

指定障害福祉サービス等の利用者数は増加傾向にあり、平成30年度から令和4年度にかけて2,558人/月分(24.9%)増加しました。とりわけ、訓練等給付の増加が顕著になっています。

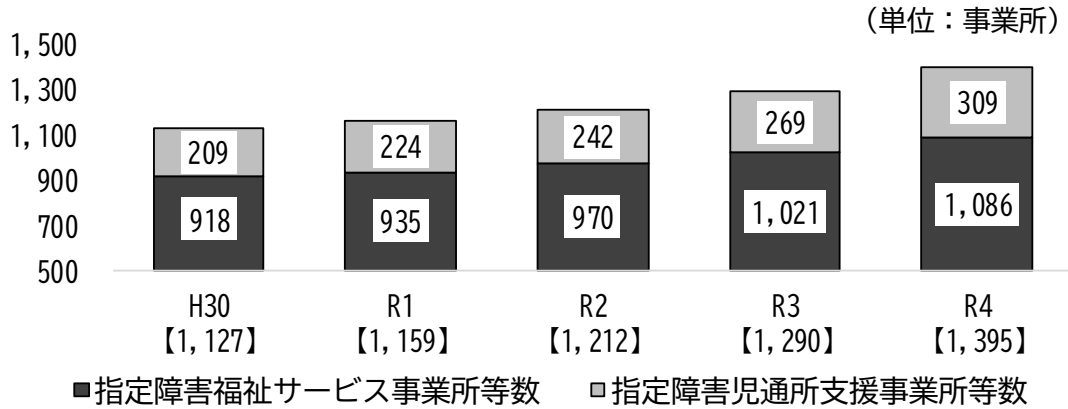


9 児童生徒数の集計日は、毎年度5月1日時点。高等学校、中等教育学校(後期課程)、特別支援学校高等部を除く。(グラフは「仙台市特別支援教育推進プラン2023」を基に作成)

10 介護給付・訓練等給付について、各年度3月における国保連への請求数を集計。介護給付は居宅介護、行動援護、同行援護、短期入所、生活介護等のサービスを指し、訓練等給付は自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、共同生活援助等のサービスを指す。

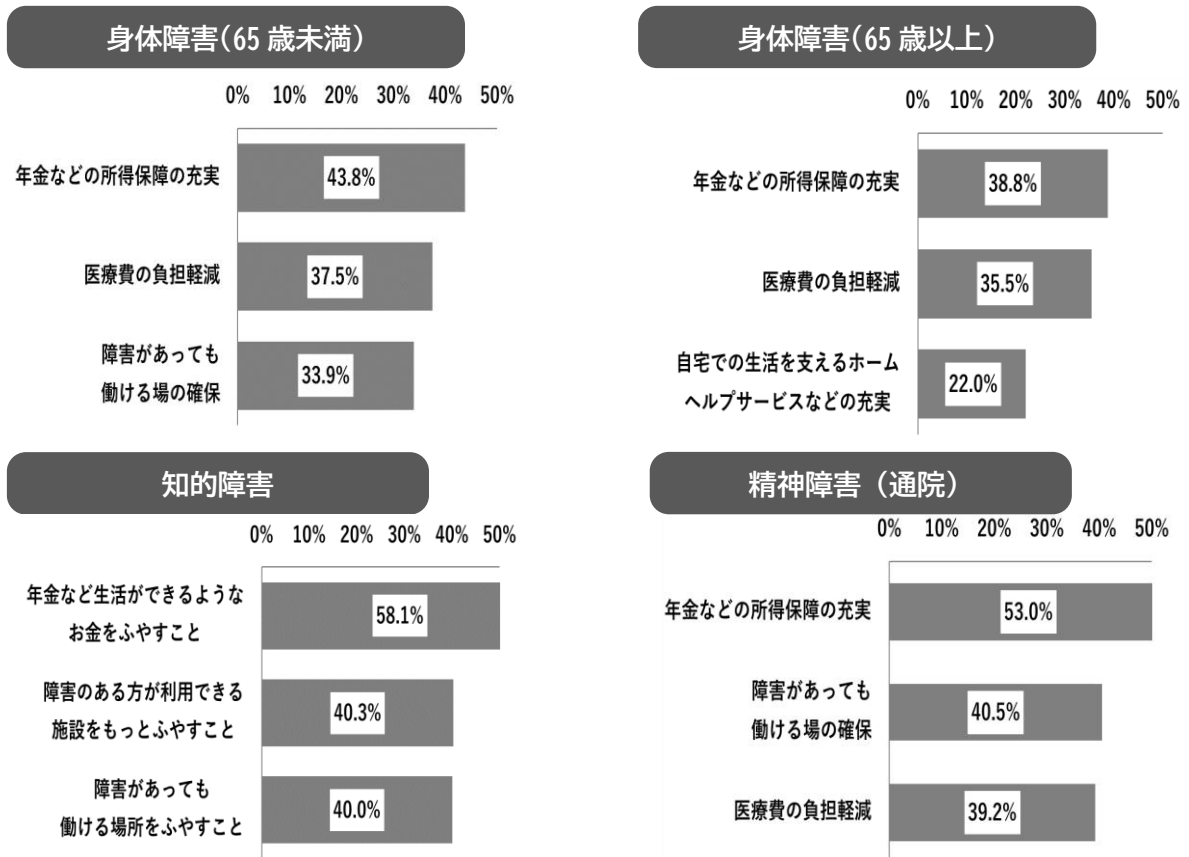
○ 指定障害福祉サービス事業所等数・指定障害児通所支援事業所等数

平成30年度から令和4年度にかけて、総事業所数は268事業所増加しています。

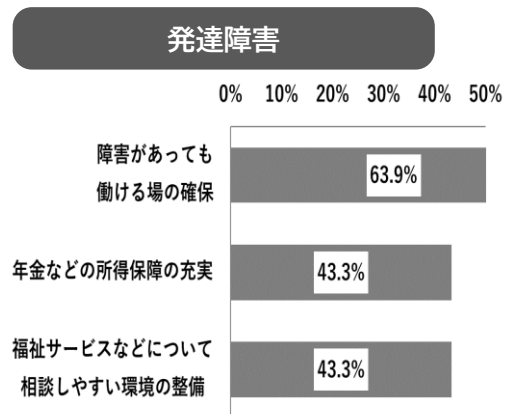
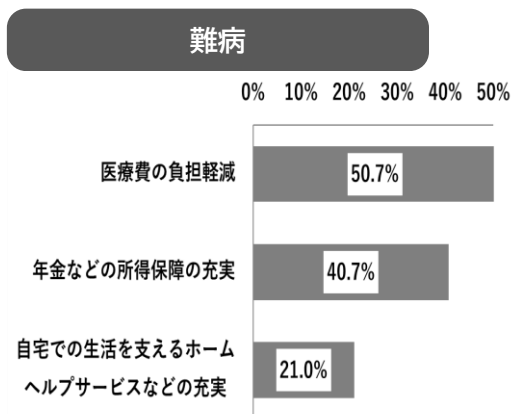


○ 今後充実してほしい施策¹¹

全体的に、「年金などの所得保障の充実」が高い順位にあります。難病では「医療費の負担軽減」(50.7%)、発達障害では「障害があっても働ける場の確保」(63.9%)が最も多くなっています。

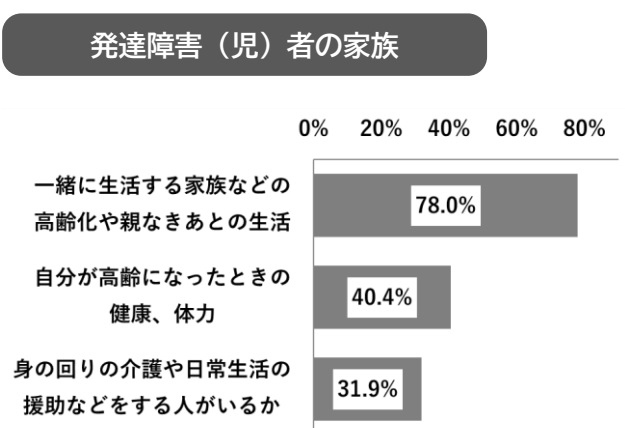
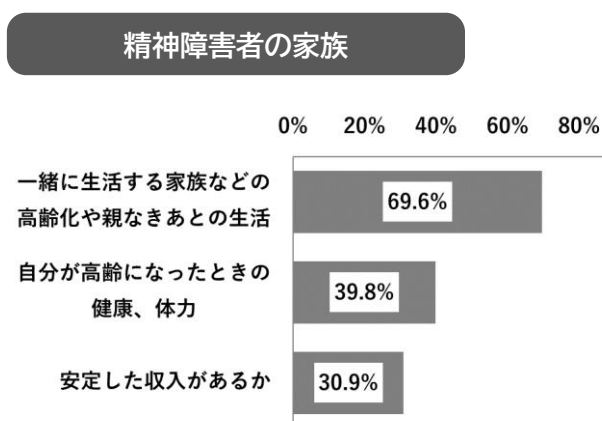
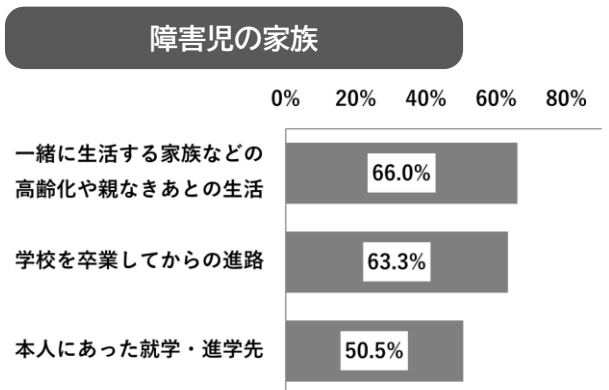
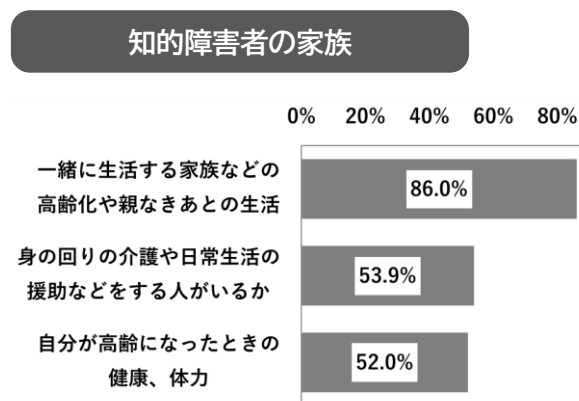


11 令和4年度仙台市障害者等保健福祉基礎調査報告書(令和5年3月)より



○ 将来のことで不安に感じていること¹²

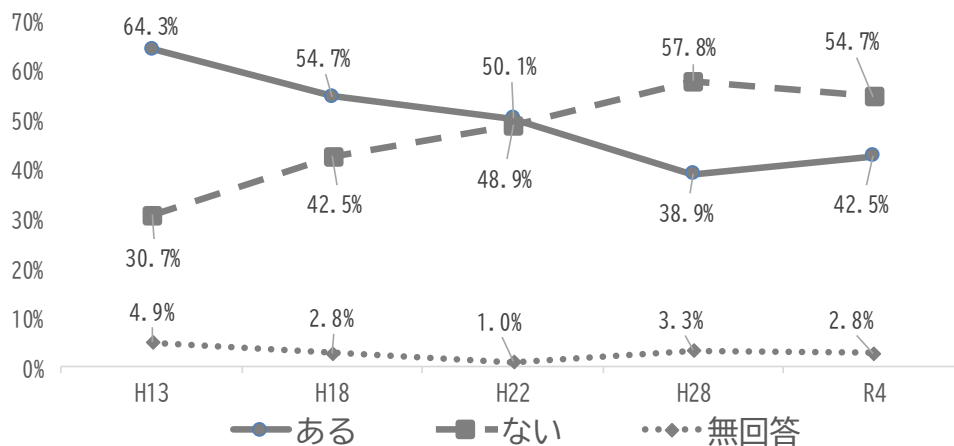
いずれの障害区分においても、「一緒に生活する家族などの高齢化や親なきあとの生活」と回答した方が最も多くなっています。



12 令和4年度仙台市障害者等保健福祉基礎調査報告書（令和5年3月）より

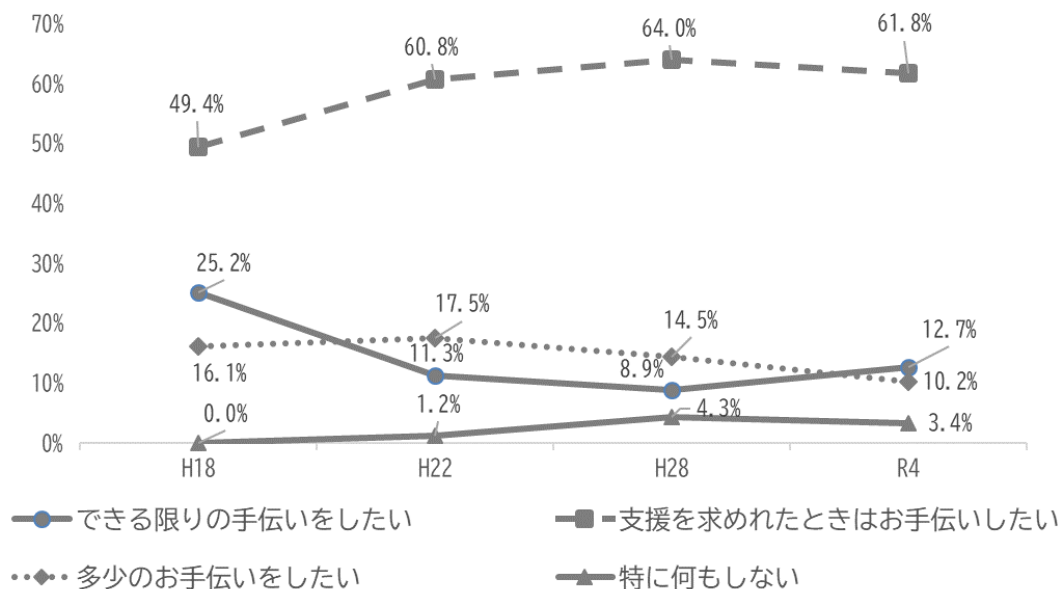
○ 障害のある方と接した経験があるか（相談相手になったり、支援をした経験）¹³

令和4年度調査では、障害のある方と接した経験がある人がわずかに増加し、42.5%となっています。



○ 近所にお住まいの障害のある方への手伝い¹⁴

令和4年度調査では、「できる限りのお手伝いをしたい」と回答した方が増加しており、「多少のお手伝いをしたい」、「特に何もしない」と回答した方は減少している傾向にあります。



13 グラフは「令和4年度仙台市障害者等保健福祉基礎調査報告書（令和5年3月）」を基に作成

14 グラフは「令和4年度仙台市障害者等保健福祉基礎調査報告書（令和5年3月）」を基に作成

4 前計画期間の振り返り

前計画では、5つの基本方針を定め施策を展開してきました。主な取り組みと課題は以下の通りです。

基本方針	主な取り組み
<p>共生社会の実現に向けた障害理解の促進と権利擁護の推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者差別解消条例の改正 ・障害理解サポーター事業 ・パラリンピックを契機とした障害者スポーツによる障害理解促進事業
<p>障害のある児童や発達に不安のある児童に対する支援の充実</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・児童発達支援センターにおける支援の拡充 ・幼稚園・保育所・学校等と発達相談支援センター（以下、「アーチル」という。）の連携の強化 ・重症心身障害児・医療的ケア児に対する支援
<p>地域での安定した生活を支援する体制の充実</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・基幹相談支援センターの設置 ・障害特性に応じた「住まいの場」の確保に向けた支援 ・精神障害のある方の地域移行支援・地域定着支援
<p>生きがいにつながる就労と社会参加の充実</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・一般就労への移行促進、福祉的就労の充実、障害者就労への理解促進 ・2020 東京パラリンピックに向けた選手発掘・育成関連事業 ・障害のある方のコミュニケーション支援
<p>安心して暮らせる生活環境の整備</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・（仮称）青葉障害者福祉センター、生活介護事業所の整備 ・障害福祉サービス従事者確保支援 ・指導監査の推進

本計画に向けた課題

- 本市令和4年度調査では、障害者差別解消条例の認知度は市民が約12%、障害のある方は8~16%、その家族でも14~38%程度であり、平成28年度調査から変化がない状況となっている。
- 事業者の合理的配慮の提供が義務となったが、本市令和4年度調査では、市民の約71%が「合理的配慮を知らない」と回答しており、周知啓発が必要。
- 改正条例では新たに「障害理解教育の推進」について明文化し、本市令和4年度調査でも障害理解を深めるための取り組みとして市民の約65%が「子どもの時から障害のある方とふれあう機会を増やすこと」と回答しており、子どもに対する障害理解の普及啓発に更に取り組んでいく必要がある。
- 発達障害の社会的認知度の高まりとともに、子どもの発達に不安を抱えた保護者からの相談がアーチルに集中しているため、待機期間が長期化している。
- 日々の生活の場である地域の保育所・幼稚園や学校等が、一義的な子育ての不安に関する助言や子どもの特性に応じた必要な配慮を行えるよう支援力を向上させる必要がある。
- 重症心身障害、医療的ケア、強度行動障害など専門的な対応を必要とする障害のある子どもへの支援体制の構築・強化、保護者の孤立防止や就労ニーズへの対応に加え、ライフステージ移行に合わせて切れ目なく家族全体の支援のコーディネートが可能とする関係機関の連携やネットワークの強化が必要。
- 基幹相談支援センターのバックアップのもと、相談支援事業所を中心に、障害のある方を地域で支援するためのネットワーク体制強化を進める必要がある。
- 重症心身障害、医療的ケア、強度行動障害など専門的な対応を必要とする方が、将来にわたり安心して暮らしていけるよう、在宅サービスや住まいの確保、医療等の支援が必要。
- 様々な支援ニーズの把握に努め、障害特性等に配慮した各種支援体制の整備が求められている。また、各事業所の更なる支援の質の向上に向けて、事業所間のネットワーク形成や連携、人材育成のための支援が必要。
- 入院中の精神障害のある方の地域移行に向けた支援や地域移行関係者の人材育成、住まいの確保と居住支援に向けた検討が必要。
- 障害のある方のニーズに応じた就労機会の確保のため、法定雇用率引き上げに伴い新たに障害者雇用の対象となる企業等に対して障害者雇用のメリットやステップ等を周知するとともに、就労支援ネットワークの強化等による事業所の支援の質向上を図る必要がある。
- 障害のある方が希望や能力特性に応じたスポーツ・文化芸術への活動へ参加する際のバリアを取り除くことや才能を発揮できる機会の確保、意思疎通・移動における環境整備の推進が必要。
- 将来的需要や障害特性に応じたニーズ等を考慮した施設の整備促進や、老朽化が進む障害者支援施設等の改築・修繕等に対する整備促進が必要。
- 障害福祉分野のイメージ向上や、事業所間の職員交流の強化等による、障害福祉分野の人材確保・人材定着の更なる支援が必要。
- 各種指導等を通じた障害福祉サービス事業所の支援の質の向上や、障害のある方や家族の暮らしの質の向上につながる業務改善等の実施が必要。

第3章 計画の方向性

1 理念

共生のまち・共生する社会

本市では、「共生のまち・共生する社会」を理念とし、本計画を推進していきます。

本市の計画においては、長年にわたり、国際障害者年（昭和 56 年）のテーマである「完全参加と平等」、国の障害者基本計画の理念である「ノーマライゼーション」と「リハビリテーション」を基本理念に据えてきました。その後の社会環境の変化等の現状を踏まえて、それまでの基本理念の重要な考え方を引き継ぎながら、平成 23 年 3 月に策定した仙台市障害者保健福祉計画（平成 24～29 年度）以降は「共生の都・共生する社会」を理念として定め、取り組みを進めてきました。

障害者基本法では、目指すべき社会像のひとつとして「全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現」が掲げられています。また、本市の目指す都市の姿とその実現に向けた施策の方向性を示す、仙台市基本計画 2021-2030 では、目指すべき都市像のひとつとして「多様性が社会を動かす共生のまちへ」を掲げ、心と命を守る支えあいのもと、年齢、性別、国籍、障害の有無などの多様性が尊重され、包摂される、誰もが安心して暮らすことができるまちづくりに取り組んでいくこととしています。

こうした国や本市が目指す社会を踏まえ、前計画で掲げた理念「共生の都・共生する社会」は、現在の本市においても目指すべき社会のあり方として不変のものであることから、本計画においては、前計画の理念を継承しつつ、仙台市基本計画 2021-2030 に掲げる都市像を踏まえて「共生のまち・共生する社会」を理念とします。

2 基本目標

一人ひとりが違いを認めあい、尊重しあい、支えあう、
誰もが生きがいを感じられる共生のまちをともにつくる

障害のある方が、自立して希望する生活を営む権利が保障されることを前提として、自らの決定に基づき、必要な支援を受けながら、あらゆる分野の活動に参加する機会や、能力を発揮する機会などが確保され、自分らしく生きることができる社会であることが大切です。

障害のある方もない方も、一人ひとりが違う存在であり、誰もがその違いを認め合う、多様性が尊重され、包摂される社会の実現に向けた取り組みが進められています。一方、身体障害、知的障害、精神障害など、障害のある方の状態はそれぞれ異なることから、その人の障害や困りごとが十分に理解されず、中には暮らしにくさや生きづらさを感じる方がいるだけでなく、ときに差別が生じています。

平成 28 年 4 月、本市では障害者差別解消条例を制定し、令和 5 年 10 月の条例改正においては、障害者差別解消法の改正に伴い、事業者の合理的配慮の提供を義務化したほか、市独自の規定として障害理解教育の推進等を新たに設け、様々な取り組みを進めてきましたが、社会に障害理解が十分に浸透したと言える状況にはありません。障害のある方やご家族が感じている様々な社会的障壁をなくしていくため、「共生のまち・共生する社会」の実現の根底にあるのは障害理解の浸透であることを念頭に置き、市民の具体的な行動に結びつくよう行政が率先して取り組みを進めていく必要があります。

障害の有無に係わらず、誰もが生きがいを感じ、私たちが住むまちを暮らしやすいまちにしていくために、行政のみならず、障害のある方やそのご家族、支援者の方々や地域にお住まいの方々など、多くの市民が互いに関わり、支えあう暮らしやすいまちを「ともにつくる」ことを目指し、本市では障害理解を基盤として、施策を総合的かつ計画的に推進していきます。

3 基本方針

基本目標を実現するための施策の方向性として、5つの基本方針を定めます。

基本方針1 共生社会の実現に向けた障害理解の促進と権利擁護の推進

障害のある方が自立した生活を送るためには、必要なサービスが提供されるだけでなく、物理的な障壁のほか、意識や制度などに潜む障壁を取り除くことが必要です。市民や事業者の障害理解促進を図るため、教育部門等とも連携しつつ、子どもから大人まで、様々な手法を用いて幅広く取り組みを進めます。

また、障害者差別の解消、障害者虐待の防止、成年後見制度の利用支援など、権利擁護の取り組みを推進していきます。

基本方針2 障害のある児童や発達に不安のある児童に対する支援の充実

障害のある児童に対する支援では、障害や発達の遅れを早期に発見し、家族の理解を促しながら切れ目のない支援を行うことが重要です。そのためには、日常の過ごしの中で必要な支援が受けられるよう、子育て・教育・福祉分野の関係機関が連携して取り組みを進めます。

また、重症心身障害児や医療的ケア児など専門的な対応を要する児童への支援の充実に向けて、関係機関による情報共有や課題整理を行うことで連携強化を図るとともに、放課後等デイサービスや短期入所事業所等の充実など、必要な施策を展開していきます。

基本方針3 地域での安定した生活を支援する体制の充実

障害のある方が、自分の意思で物事を選択して、それぞれの地域で安全に安心して暮らせるよう、一人ひとりの障害等の特性に応じて、相談支援、生活支援、居住支援など必要な支援を行っていきます。

また、重症心身障害の方や医療的ケアが必要な方、強度行動障害の方などが利用可能な地域の支援体制の整備や親なきあとを見据えた生活の場の確保、サービスの質の向上に向けた連携強化、人材育成等の支援に取り組めます。

基本方針4 自分らしさを発揮できる社会参加と就労の充実

障害のある方の希望に応じた働きがいのある職場が生まれるよう、企業への啓発、ふれあい製品¹⁵の販売促進、地域の関係機関が連携した支援体制の構築等を図ります。

また、スポーツ、レクリエーション、文化芸術等の領域で、障害のある方が才能を発揮する機会、障害のある方の希望に応じて参加できる機会、障害の有無にかかわらず交流できる場を創出します。

基本方針5 安心して暮らせる生活環境の整備

誰もが暮らしやすい社会を実現するために、利用しやすい市有施設等の整備や障害特性に応じたアクセシビリティの向上を推進します。

重症心身障害、医療的ケア、強度行動障害など重い障害のある方にも対応できる生活環境の実現に向けて、（仮称）青葉障害者福祉センター、生活介護事業所など地域に必要な施設の整備や公立施設の老朽化対策に取り組めます。

また、障害福祉サービスの利用増加や多様なニーズへ対応するため、人材の確保と定着の支援、事業所への指導監査の推進、障害福祉行政の業務改善を通じた市民サービス向上に向けた取り組み等を進めます。

15 仙台市では障害のある方が製作した製品をふれあい製品と呼んでいる。

4 施策体系

基本方針1 共生社会の実現に向けた障害理解の促進と権利擁護の推進

- ① 理解促進・差別解消
- ② 虐待防止・成年後見制度等

基本方針2 障害のある児童や発達に不安のある児童に対する支援の充実

- ① 早期発見・早期支援
- ② 保育・療育
- ③ 教育・発達支援
- ④ 放課後支援
- ⑤ 家族支援

基本方針3 地域での安定した生活を支援する体制の充実

- ① 相談支援
- ② 生活支援
- ③ 居住支援
- ④ 地域移行・地域定着支援
- ⑤ 保健・医療・福祉連携
- ⑥ 給付・手当等

基本方針4 自分らしさを発揮できる社会参加と就労の充実

- ① 一般就労・福祉的就労
- ② 日中活動
- ③ スポーツ・レクリエーション・文化芸術
- ④ 当事者活動
- ⑤ 移動・外出支援
- ⑥ 意思疎通支援

基本方針5 安心して暮らせる生活環境の整備

- ① バリアフリー・ユニバーサルデザイン
- ② サービス提供体制の基盤整備
- ③ 防災・減災等
- ④ 事業所支援・人材支援

基本方針1 共生社会の実現に向けた障害理解の促進と権利擁護の推進

施策項目

① 理解促進・差別解消

多様な機会や媒体等を活用して、市民の障害理解を促進します。また、障害を理由とする差別に関する相談に適切に対応するとともに、合理的配慮の提供を進める庁内体制の整備及び事業者への周知等を実施していきます。

② 虐待防止・成年後見制度等

虐待の予防及び早期発見、障害のある方の保護や自立に向けた支援、養護者の負担軽減につながる支援に取り組むとともに、障害者虐待防止の普及啓発を進めます。また、成年後見制度における権利擁護にかかる地域連携ネットワークや中核機関機能の強化等の取り組み、日常生活自立支援事業との連携を通じて、権利擁護支援の充実を図ります。

重点取組

- ・ 地域における理解者の増加を目的とした普及啓発事業の強化
 - 障害理解サポーター事業について、企業・地域団体に加え、「障害理解教育」の観点から小学生まで対象を拡大し、障害のある当事者講師による講義・交流等を通じて、障害理解・差別解消の普及啓発を行います。また、障害理解に関する特設サイトやWeb広告・SNS広告などを活用することで、若年層を中心に幅広い年齢層の方に向けた周知を促進します。
- ・ 障害者スポーツによる障害理解の促進
 - 障害者スポーツを通して、障害のある方への理解者を増やしていきます。また、障害のある方とない方が障害者スポーツに親しむきっかけづくりを通して、障害者スポーツの振興を図ります。
- ・ 文化芸術活動を通じた障害理解に関する普及啓発の促進
 - 絵画や音楽などの文化芸術活動を通じて、障害のある方とない方との交流の機会を提供するとともに、障害のある方の文化芸術活動への参加機会の充実や文化芸術活動を通じた社会参加の促進等を目指す活動を支援し、障害のある方が文化芸術活動を行いやすい環境づくりを進めます。

成果指標¹⁶

指標	目標値				指標設定理由
	R 6	R 7	R 8	R11	
障害者全体への理解が深まってきたと回答した割合	-	-	-	基準値 比増	市民への障害理解の浸透度を測るための指標として設定
	【基準値】 令和4年度 障害者等保健福祉基礎調査結果 52.1% ¹⁷				
障害理解サポーター養成研修実施回数	43回	46回	50回	50回	市民、事業者の障害理解促進の普及啓発状況を測るための指標として設定
	【基準値】 令和4年度 32回				
障害者スポーツにかかわるイベント等の開催回数	50回	55回	60回	70回	スポーツを通じた障害理解促進を測るための指標として設定
	【基準値】 令和4年度 49回				
東北障がい者芸術全国公募展 (Art to You!) の入場者数	3,900人	4,000人	4,100人	4,300人	文化芸術活動を通じた障害理解に関する普及啓発の促進を測るための指標として設定
	【基準値】 令和5年度 3,811人				

基本方針2 障害のある児童や発達に不安のある児童に対する支援の充実

施策項目

① 早期発見・早期支援

障害の早期発見を含めて乳幼児の健康の保持増進等を図るため、新生児等への訪問指導や乳幼児健康診査、5歳児のびのび発達相談等を行います。また、アーチルの発達障害専門医による研修等により、地域のかかりつけ医とのネットワークを構築するほか、身近な地域で支援が受けられる体制づくりを進めながら、アーチル等の専門機関による支援が必要な方々が、よりスムーズに相談できる環境を整えます。

16 成果指標は、令和4年度又は令和5年度の事業実績や調査結果を基準値として目標値を定め、先頭は基本方針に係る指標、その他は重点取組に係る指標とする。

17 令和4年度仙台市障害者等保健福祉基礎調査報告書（令和5年3月）より

② 保育・療育

幼稚園や保育所等の職員に対する療育相談や、児童発達支援事業所と連携した療育支援を実施するとともに、対象児童の受け入れ環境を充実し、集団保育が可能な児童の特別支援保育を推進します。また、児童発達支援センターによる発達支援・家族支援・地域支援機能を充実していきます。

③ 教育・発達支援

アール・幼稚園・保育所・学校等をはじめとした関係機関間の情報の共有と確実な引継ぎを行う仕組みを充実させることで、切れ目のない支援を行うとともに、子育て・教育分野におけるインクルージョンの推進等、障害のある児童への支援の充実を図ります。

④ 放課後支援

放課後等デイサービスなどの療育支援を継続することで、就学以降の健やかな成長と生活能力の向上を図るとともに、児童館等において、要支援児に対する細かな配慮を行えるよう、学識経験者が児童館職員へ助言等を行う巡回指導や職員向け研修のさらなる充実を進めていきます。

⑤ 家族支援

アールや児童発達支援センター等の相談支援等により発達障害児を抱える家族を支援するとともに、重症心身障害児や医療的ケア児等に対する支援ネットワークを強化し、家族を取り巻く環境を整備していきます。

重点取組

- ・ 発達特性や環境に応じた就学前療育支援システムや発達障害児の支援体制づくり
 - 児童発達支援センターの地域相談員をはじめとする地域支援機能の拡充や地域でのより頻回な支援ニーズに対応できるよう、仙台市自閉症児者相談センターの取り組みを推進するなど、各機関と発達相談支援センターが役割分担を行いながら、地域の支援機関と共に支援体制づくりを進めます。

- ・ インクルージョンの推進に向けた子育て・教育・福祉に係る機関及び施策間の連携の強化と地域における支援力向上に向けた取り組み
 - インクルージョンの推進に向けて、子育て・教育・福祉の連携を強化します。幼稚園・保育所・学校等における、個々の児童に応じた支援力のより一層の向上を目指し、発達支援にかかる情報提供や、アウトリーチを中心とした支援を行います。
- ・ 放課後等デイサービスにおける重症心身障害児や医療的ケア児の受け入れ促進
 - 重症心身障害児や医療的ケア児が身近な場所で放課後支援を受けられるように、主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所の整備を促進するとともに、放課後等デイサービス事業所における医療的ケア児の受け入れを促進していきます。

成果指標

指標	目標値				指標設定理由
	R 6	R 7	R 8	R11	
障害児の家族の「障害のある方の福祉サービス」への満足度	-	-	-	基準値 比増	障害のある児童や発達に不安のある児童に対する支援の充実度を測るための指標として設定
	【基準値】 令和4年度 障害者等保健福祉基礎調査結果 2.31 ¹⁸¹⁹				
児童発達支援センターによる相談支援回数	2,500 回	2,750 回	3,000 回	3,750 回	児童発達支援センターは地域の中核施設となることが期待されており、地域支援機能の拡充を測るための指標として設定
	【基準値】 令和4年度 2,272回				
児童発達支援センターによる施設訪問支援回数	1,600 回	1,800 回	2,000 回	2,600 回	
	【基準値】 令和4年度 1,435回				

18 「令和4年度仙台市障害者等保健福祉基礎調査報告書（令和5年3月）」を基に作成

19 「とても満足している」「満足している」「やや不満である」「とても不満である」の4段階評価の平均点を評価度としている

指標	目標値				指標設定理由
	R 6	R 7	R 8	R 11	
保育所等訪問支援事業所による支援回数	432 回	480 回	528 回	672 回	地域の支援機関の支援体制の強化を測るための指標として設定
	【基準値】 令和4年度 170 回				
アーチルによる施設支援を目的として訪問した学校数(通常学級・支援学級)	17 校	22 校	27 校	42 校	訪問を通じた普及啓発及び学校との連携強化、校内支援力向上を測るための指標として設定
	【基準値】 令和4年度 5 校				
主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所数	19 箇所	25 箇所	31 箇所	32 箇所	重症心身障害児を支援する体制促進を測る指標として設定
	【基準値】 令和4年度 14 箇所				

基本方針3 地域での安定した生活を支援する体制の充実

施策項目

① 相談支援

区役所や相談支援事業所により総合的な相談支援を実施するとともに、専門的な相談機関（障害者総合支援センター、精神保健福祉総合センター、アーチル）や多様な障害特性に応じた相談機関（自閉症児者相談センター、視覚障害者支援センター等）、障害者相談支援体制を支える基幹相談支援センターにより相談支援を行うほか、地域の関係機関等との連携による重層的な支援体制の構築を図ります。

② 生活支援

障害特性に合わせた支援を行うことで、障害のある方が地域で安定して生活できる環境を整えていくとともに、区域の障害者自立支援協議会の運営等を通じて、関係機関の連携強化を図り、効果的な支援の取り組みを推進していきます。

③ 居住支援

障害のある方が住み慣れた地域で暮らしていくため、障害特性に応じてグループホームをはじめとした住まいの整備を促進するとともに、居住に伴う物理的なバリアを軽減するための環境整備等に取り組んでいきます。

④ 地域移行・地域定着支援

精神科病院との連携体制の構築やピアサポーターの活用に加え、安心して地域で暮らすための地域生活を支えるためのアウトリーチ支援や、居住支援、地域移行関係者の人材育成に関する取り組みを行い、円滑な地域移行・定着を促進していきます。

⑤ 保健・医療・福祉連携

重症心身障害や医療的ケアに対する支援上の課題整理や支援のあり方について検討を進めていくため、宮城県や当事者団体等と意見交換を行っていきます。また、障害の原因となる疾病の予防等のための健康づくりや健診の受診、ひきこもり者の支援や自殺予防の推進、障害のある方の家族やヤングケアラーの支援等に取り組んでいきます。

⑥ 給付・手当等

障害福祉サービスの利用者が65歳に到達した場合、介護保険サービスの利用者負担を障害福祉制度により一定条件のもと軽減するなど、障害のある方の生活を支援するために、各種給付・手当等の施策を着実に実施していきます。

重点取組

- ・ 緊急時でも地域での生活を支えるための地域生活支援拠点等の取組推進
 - ▶ 在宅で生活する障害のある方及びその家族が、住み慣れた地域で安心して生活できるように、緊急時の相談支援や受け入れ、その調整などのコーディネートを行う地域生活支援拠点等の取り組みを推進します。
- ・ 地域における相談支援体制を支える基幹相談支援センターの取組推進
 - ▶ 障害のある方に対する総合的・専門的な相談支援や、地域の相談支援体制をさらに強化・展開していくことを目的に、基幹相談支援センターの委託事業化を推進します。

- ・ 障害の重度化・高齢化に対応した短期入所事業所における受入促進やグループホームの整備促進
 - 医療的ケアを必要とする重症心身障害児者などが利用可能な短期入所事業所における受け入れを促進していくほか、重い障害のある方に対応する共同生活住居の新設に対し整備費の補助を行い、親なきあとを見据えた生活の場の確保を図ります。

- ・ 視覚障害、高次脳機能障害、難病の方など多様な障害特性に応じた ICT 機器利用支援や自立訓練などのきめ細かな支援の実施
 - 障害のある方が地域で安心して自立生活ができるように、視覚障害、高次脳機能障害、難病など、高度な専門的支援を必要とする障害のある方に対して、ICT 機器利用支援や心身の状況に応じた適切な自立訓練などのリハビリテーションを行っていきます。

成果指標

指標	目標値				指標設定理由
	R6	R7	R8	R11	
障害のある方・家族の「障害のある方の福祉サービス」への満足度	-	-	-	基準値 比増	地域での安定した生活を支援する体制の充実度を測るための指標として設定
	【基準値】 令和4年度 障害者等保健福祉基礎調査結果 2.48 ²⁰²¹				
地域生活支援拠点における基幹相談支援センター等とのケース検討回数	17回	17回	17回	17回	地域生活支援拠点におけるネットワーク強化等の進捗を測るための指標として設定
	【基準値】 令和4年度 17回				
基幹相談支援センターにおける地域の相談機関との連携強化の取組件数 ²²	80回	80回	80回	80回	基幹相談支援センターによる地域における相談支援体制強化の進捗を測るための指標として設定
	【基準値】 令和4年度 79回				

20 「令和4年度仙台市障害者等保健福祉基礎調査報告書（令和5年3月）」を基に作成

21 「とても満足している」「満足している」「やや不満である」「とても不満である」の4段階評価の平均点を評価度としている

22 区自立支援協議会参加回数、ひきこもり支援連絡協議会・地域相談会参加回数、地域生活支援拠点運営会議参加回数を計上

指標	目標値				指標設定理由
	R 6	R 7	R 8	R 11	
共同生活援助 (グループホーム)の利用者数 /月	1,609 人	1,756 人	1,915 人	2,487 人	住まいの場が確保されていることを測るための指標として設定
	【基準値】 令和4年度 1,352人				
短期入所事業所 (医療型)利用者数/月	34人	37人	40人	52人	短期入所事業所における受け入れ促進に向けた取り組みの進捗を測るための指標として設定
	【基準値】 令和4年度 28人				
視覚障害者支援センターにおけるICT機器等利用に関する相談者数	318人	332人	345人	345人	視覚障害のある方へのICT機器等利用支援の状況を測るための指標として設定
	【基準値】 令和4年度 276人				

基本方針4 自分らしさを発揮できる社会参加と就労の充実

施策項目

① 一般就労・福祉的就労

企業に対する障害者雇用についての啓発や職場環境調整への支援、連絡会議を基盤とした取り組みや就労支援ネットワークの強化、事業所の工賃向上への支援等を通して、障害のある方が働きがいのある就労を安定して続けるための支援体制の充実を図ります。

② 日中活動

障害のある方の生きがいをつくるために、自立訓練や生活介護、創作活動や生産活動等の機会をつくとともに、社会生活に役立つ知識や能力を習得するための各種研修等の機会を設けます。

③ スポーツ・レクリエーション・文化芸術

障害者スポーツ教室の開催やパラアスリートの発掘など、障害者スポーツへの参加機会の拡大により理解を促進するとともに、社会参加促進等を図るためのレクリエーションや、国際交流や音楽、展覧会などの多様な芸術文化活動への参加機会を広げていきます。

④ 当事者活動

自ら支え合うセルフヘルプグループや同じ障害のある方の相談に応じるピアカウンセリングを支援することで障害のある方の自主的な活動を推進するとともに、障害のある方のボランティア活動を支援するなど社会参加を促進します。

⑤ 移動・外出支援

市内の移動に要する費用の一部を助成することや、身体障害、知的障害等により外出が困難な方に対し外出支援を行うことで、障害のある方の社会参加を促進します。

⑥ 意思疎通支援

手話通訳相談員を市役所・各区役所に配置し、手話や要約筆記等の各種奉仕員等の養成講座や派遣を行うことなどを通じて、障害特性に応じた意思疎通支援を充実していきます。

重点取組

- ・ 企業等に対する更なる障害者雇用への理解促進及び環境調整の支援
 - 障害者雇用率の引き上げや短時間雇用の拡大等により、今後もさらにサポートが必要となる企業への啓発・相談支援や、障害者雇用促進セミナーやふれあい製品販売会等において、企業や事業所での多様な就労の場の周知を行っていくこと等を通して、障害のある方の就労への理解醸成を図ります。
- ・ 就労移行支援事業所等の支援スキル向上及び障害者就労支援センターを中心とした就労支援ネットワークの強化
 - 就労移行支援事業所等連絡会議の開催を通して各事業所の課題を共有、分析しながら、関係機関や企業等と連携した支援ネットワークの構築や、研修会の開催等を通じた支援スキルの向上により、障害のある方へのサービスの充実を図ります。
- ・ ふれあい製品の販売機会の確保や、工賃向上による働きがいのある福祉的就労の充実
 - ふれあい製品フェアや市内の商業施設での販売会等を通して、事業所のふれあい製品の販売機会を確保するとともに、ふれあい製品の販売力強化のための取り組みを行うなど、利用者の工賃向上を図ります。

- 文化芸術やスポーツに参画しやすい環境の整備等を通じた社会参加の促進
 - 市内で活動を展開する多様な主体と連携しながら、障害の有無に関わらず、あらゆる人が文化芸術を享受し、新たな創造に寄与できる環境づくりや障害のある方がスポーツに参画しやすい環境づくりの推進を通じて、社会参加を促進します。

成果指標

指標	目標値				指標設定理由
	R 6	R 7	R 8	R 11	
障害のある方・家族が希望する活動に参加できていると回答した割合	-	-	-	基準値 比増	障害のある方の社会参加や就労の状況を測るための指標として設定
	【基準値】 年齢、性別、国籍、障害の有無などに関わらない、一人ひとりの状況に応じた就労や社会参加などの機会づくり（施策評価度 2.55） ²³				
障害者雇用促進セミナーの開催回数	4回	4回	4回	4回	企業への障害者雇用に関する啓発や、企業や関係機関への雇用・支援事例の周知等を測るための指標として設定
	【基準値】 令和4年度 3回				
就労移行支援事業所等連絡会議の開催回数	4回	4回	4回	4回	就労移行支援事業所等連絡会議を基盤として、就労移行支援・就労定着支援事業所の機能向上や、関係機関とのネットワーク強化を測るための指標として設定
	【基準値】 令和4年度 2回				
ふれあい製品フェアや市内の商業施設等での販売会開催回数	20回	20回	20回	20回	ふれあい製品の販売機会の確保を測るための指標として設定
	【基準値】 令和4年度 14回				

23 令和5年度「仙台市市民意識調査」報告書（令和5年9月）より

指標	目標値				指標設定理由
	R 6	R 7	R 8	R11	
障害のある方の鑑賞、創造、発表の機会の拡大に資する取組回数	4回	4回	4回	4回	障害の有無等に関わらず、あらゆる人が文化芸術を享受し、新たな創造に寄与できる環境づくりの進捗を測るための指標として設定
	【基準値】 令和4年度 3回				
スポーツ教室開催回数	6回	6回	6回	6回	障害のある方がスポーツに参画しやすい環境づくりを通じた社会参加促進の取り組みの進捗を測るための指標として設定
	【基準値】 令和4年度 6回				

基本方針5 安心して暮らせる生活環境の整備

施策項目

① バリアフリー・ユニバーサルデザイン

ひとにやさしいまちづくり条例に基づく建物等のバリアフリー化の推進や、バスや地下鉄、道路や都市公園等のバリアフリー化を進めることで、障害の有無に関わらず、誰もが生活しやすいまちづくりを推進していきます。

② サービス提供体制の基盤整備

障害者総合支援法、児童福祉法に基づくサービスを安定的に提供できるように運用するとともに、地域で必要とされている施設等の整備、事業所への指導監査の推進、障害福祉行政の業務改善等を進めます。また、障害のある方が、高齢になっても同一の事業所を継続して利用できる共生型サービスについても、円滑に実施できるように取り組みます。

③ 防災・減災等

個別避難計画の作成や災害時要援護者情報登録制度の推進、福祉避難所の整備、事業所の事業継続計画（BCP）策定の普及・啓発等を通じて、災害時に障害のある方を支援する体制を整備するとともに、ボランティアの養成等により地域での支え合いを促します。

④ 事業所支援・人材支援

各専門相談機関による研修や障害者ケアマネジメント従事者養成研修を通じて、事業所において障害福祉を担う人材育成を側面から支援していきます。また、障害福祉に携わる人材の確保と定着に係る施策を展開していきます。

重点取組

- ・ (仮称) 青葉障害者福祉センターの整備
 - 障害のある方の地域における暮らしやすさ向上のため、地域生活を支援する拠点機能をはじめ時代のニーズに合わせた機能を有した(仮称) 青葉障害者福祉センターの整備に向けた取り組みを進めます。
- ・ 重い障害のある方の日中活動の場である生活介護事業所の整備
 - 生活介護事業所の整備促進を図ることで、学校を卒業した重い障害のある方などに対して、創作的活動や生産活動などの機会を提供し、日中活動の場を確保していきます。
- ・ 人工呼吸器装着児者をはじめとする重い障害のある方の災害時個別計画作成の推進
 - 災害時に一人ひとりへの支援が効果的に実施できるように、人工呼吸器装着児者等を対象に、災害時個別計画の作成を推進し、日頃からの支援体制を構築していきます。
- ・ 障害福祉分野で働く人材の確保と定着の支援
 - 障害福祉分野で働く人材の確保と定着のため、障害福祉分野で働くことの魅力を広く発信するとともに、事業者を対象としたセミナーや、事業所職員の交流会などを実施していきます。
- ・ 障害福祉行政の業務改善や事務の効率化を通じた市民サービス向上
 - 障害福祉行政において業務フローの再構築等による業務改善を通じて市民サービス向上を図ります。

成果指標

指標	目標値				指標設定理由
	R 6	R 7	R 8	R 11	
障害のある方にとって暮らしやすいまちだと回答した割合	-	-	-	基準値 比増	障害のある方が暮らしやすいまちづくりの推進の状況を測るための指標として設定
	【基準値】 一人ひとりが尊重され、安心して暮らすことができるまちである (施策評価度 2.66) ²⁴				
(仮称)青葉障害者福祉センターの整備の進捗状況	実施設計の完了	建設工事の着工	建設工事の完了	運営	施設の整備が計画通りに進捗していることを測るための指標として設定
	【基準値】 令和4年度 基本設計の着手				
生活介護事業所の定員数	1,401人	1,464人	1,527人	1,716人	日中活動の場が確保されていることを測るための指標として設定
	【基準値】 令和5年度当初 1,338人				
災害時個別計画の新規作成件数	20件	20件	20件	20件	災害時に一人ひとりへの支援を効果的に実施するための支援体制の推進の進捗を測る指標として設定
	【基準値】 令和4年度 16件				
事業所を対象とした人材確保・定着を支援するセミナーや交流会の実施回数	2回	2回	2回	2回	事業所の採用活動や人材定着の支援を測る指標として設定
	【基準値】 令和4年度 1回				
障害福祉行政の業務改善や事務の効率化を通じた取り組み	実施	実施	実施	実施	業務改善の推進を通じた市民サービス向上の進捗を図るための指標として設定
	【基準値】 令和4年度 業務効率化に向けた業務分析の着手				

24 令和5年度「仙台市市民意識調査」報告書（令和5年9月）より

第4章 障害福祉計画（第7期）・障害児福祉計画（第3期）

1 成果目標

障害のある方等の自立支援の観点から、地域生活への移行や就労移行といった課題に対応するため、障害福祉サービスや障害児通所支援等の提供体制を確保することが必要です。

このことから、障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針（以下「国の基本指針」という。）で示された目標事項を基本としつつ、本市の障害福祉計画（第6期）及び障害児福祉計画（第2期）中の実績や本市の施策の動向を踏まえ、成果目標を設定します。

成果目標一覧

1 福祉施設の入所者の地域生活への移行
(1) 施設入所者の地域生活への移行者数
(2) 施設入所者数
2 地域生活支援の充実
(1) 地域生活支援拠点等の支援ネットワーク等による効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築と運用状況の検証及び検討【新設】
(2) 強度行動障害を有する障害者に関する状況や支援ニーズの把握及び地域の関係機関が連携した支援体制の整備【新設】
3 福祉施設の利用者における一般就労への移行等
(1) 福祉施設の利用者における一般就労への移行者数 (生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援 A 型・B 型の合計)
(2) 福祉施設の利用者における一般就労への移行者数（就労移行支援）
(3) 就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所の割合【新設】
(4) 福祉施設の利用者における一般就労への移行者数（就労継続支援 A 型）
(5) 福祉施設の利用者における一般就労への移行者数（就労継続支援 B 型）
(6) 就労定着支援事業の利用者数
(7) 就労定着支援事業における就労定着率及び就労支援のネットワーク強化や支援体制構築のための協議会（就労支援部会）等の設置【新設】

4 障害児支援の提供体制の整備等
(1) 障害児の地域支援体制の構築【新設】
(2) 障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進【新設】
(3) 重症心身障害児に対する支援
(4) 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置
(5) 障害児入所施設に入所する児童が大人にふさわしい環境へ移行できるようにするための移行調整の協議の場の設置【新設】
5 相談支援体制の充実・強化等
6 障害福祉サービス等の質の向上
(1) 障害福祉サービス等に係る各種研修の活用
(2) 障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有【新設】
(3) 実地指導等・集団指導

1 福祉施設の入所者の地域生活への移行

(1) 施設入所者の地域生活への移行者数

令和8年度末までに、令和4年度末時点の全施設入所者数の524人のうち、6%（32人）以上の地域生活への移行を目指す。

項目	前期実績			今期目標		
	R3	R4	R5見込	R6	R7	R8
施設入所者の地域生活への移行者数	6人	2人	6人	10人	11人	11人

- ▶ 国の基本指針では、令和4年度末時点の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行することとしています。
- ▶ 本市においても障害のある方の地域生活への移行を目指し、本市の目標として令和4年度実績の施設入所者数の6%（32人）を目標人数として設定します。

(2) 施設入所者数

令和8年度末時点の施設入所者数について、令和4年度実績（524人）と同水準を目指す。

項目	前期実績			今期目標		
	R3	R4	R5見込	R6	R7	R8
施設入所者数	531人	524人	524人	524人	524人	524人

- ▶ 国の基本指針では、令和4年度末時点の施設入所者数の5%以上を削減することとしており、本市においても施設入所者の地域生活への移行を進めます。
- ▶ 一方、障害の程度や家族の状況等から施設入所が必要な方もいることから、本市の目標として令和4年度実績と同水準の目標人数を設定します。

2 地域生活支援の充実

(1) 地域生活支援拠点等の支援ネットワーク等による効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築と運用状況の検証及び検討【新設】

支援ネットワーク等による効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進めるとともに、運用状況の検証・検討を年1回以上行う。

項目	前期実績			今期目標		
	R3	R4	R5見込	R6	R7	R8
基幹相談支援センター等とのケース検討回数	6回	17回	17回	17回	17回	17回
実践報告会(※)の開催回数	1回	1回	1回	1回	1回	1回
運用状況の検証・検討回数	1回	1回	1回	1回	1回	1回

- ▶ 国の基本指針では、令和8年度までの間、地域生活支援拠点を整備するとともに、コーディネーター等の配置、支援ネットワーク等による効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、年1回以上運用状況を検証・検討することを基本とされています。
 - ▶ 本市においては、地域生活支援拠点、コーディネーター等については設置・配置済みであることから、ネットワークの強化等を目指します。
- ※緊急時の連携体制や予防的な支援が広く展開されるため、相談支援事業所、短期入所事業所、グループホーム等を対象に地域生活支援拠点における支援の実践の報告・共有を行うもの。

(2) 強度行動障害を有する障害者に関する状況や支援ニーズの把握及び地域の関係機関が連携した支援体制の整備【新設】

強度行動障害を有する障害者に関して、特性に適した環境調整や適切な支援が行われるよう、その状況や支援ニーズを把握し、強度行動障害に対応できる機関として設置済みの「仙台市第二自閉症児者相談センター(なないろ)」とアーチルの協働により、強度行動障害に対応できる人材の育成や、施設等の支援力向上を目指す。

項目	前期実績			今期目標		
	R3	R4	R5見込	R6	R7	R8
人材育成研修開催回数(※1)	3回 (29名)	18回 (159名)	6回 (90名)	6回 (90名)	6回 (90名)	6回 (90名)
施設コンサルテーション実施回数(※2)	33回	31回	33回	33回	33回	33回
支援体制整備へのSV実施回数(※3)	1回	1回	1回	1回	1回	1回

- ▶ 国の基本指針では、令和8年度末までに、強度行動障害を有する障害者に関して、その状況や支援ニーズを把握し、地域の関係機関が連携した支援体制の整備を進めることを基本とすることとしています。
- ▶ 本市では、強度行動障害に対応できる機関を設置し地域の関係機関が連携した支援体制の整備を進めるとともに、強度行動障害に対応できる人材の育成や、施設等の支援力向上を目指します。

※1 仙台市第二自閉症児者相談センター(なないろ)による事業所訪問(アウトリーチ)支援、行動障害研修の実施等。令和4年度は単年度の取り組みとして、新設の生活介護事業所等に集中的に訪問支援を行ったため、一時的に実績が増加。令和5年度は経常の年6回の実施を予定している。

※2 地域の日中活動の場(保育所、学校、通所施設等)への講師(専門職スーパーヴァイズ)の派遣等。

※3 アーチル所内事業や研修等への講師(専門職スーパーヴァイズ)の派遣。

3 福祉施設の利用者における一般就労への移行等

(1) 福祉施設の利用者における一般就労への移行者数

(生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援 A 型・B 型の合計)

令和 8 年度末時点において、就労移行支援事業等（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援 A 型・B 型）を通じた一般就労への移行者数を令和 3 年度実績である 327 人の 1.28 倍以上（426 人）とすることを旨とする。

項目	前期実績			今期目標		
	R3	R4	R5見込	R6	R7	R8
一般就労への移行者数	327 人	344 人	361 人	382 人	403 人	426 人

▶ 国の基本指針の通り。

※本目標のうち、就労移行支援と就労継続支援 A 型・B 型の内数は 3（2）、（4）、（5）となります。

(2) 福祉施設の利用者における一般就労への移行者数（就労移行支援）

令和 8 年度末時点において、一般就労への移行者数を令和 3 年度実績である 284 人の 1.31 倍（373 人）以上とすることを旨とする。

項目	前期実績			今期目標		
	R3	R4	R5見込	R6	R7	R8
一般就労への移行者数	284 人	315 人	329 人	343 人	357 人	373 人

▶ 国の基本指針の通り。

(3) 就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所の割合【新設】

令和8年度末時点において、就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所を全体の6割以上とすることを旨とする。

項目	前期実績			今期目標		
	R3	R4	R5見込	R6	R7	R8
一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所の割合	55.6%	55.6%	58.3%	60.0%	60.0%	60.0%

- ▶ 前期実績を踏まえ、国の基本指針である事業所全体の5割以上を超える目標を設定します。

(4) 福祉施設の利用者における一般就労への移行者数（就労継続支援 A 型）

令和8年度末時点において、一般就労への移行者数を令和3年度実績である28人の1.29倍（37人）以上とすることを旨とする。

項目	前期実績			今期目標		
	R3	R4	R5見込	R6	R7	R8
一般就労への移行者数	28人	17人	22人	27人	32人	37人

- ▶ 国の基本指針の通り。

(5) 福祉施設の利用者における一般就労への移行者数（就労継続支援 B 型）

令和8年度末時点において、一般就労への移行者数を令和3年度実績である12人の1.28倍（16人）以上とすることを目指す。

項目	前期実績			今期目標		
	R3	R4	R5見込	R6	R7	R8
一般就労への移行者数	12人	9人	10人	12人	14人	16人

▶ 国の基本指針の通り。

(6) 就労定着支援事業の利用者数

令和8年度末時点において、就労定着支援事業の利用者数を令和3年度実績である210人の1.41倍（297人）以上とすることを目指す。

項目	前期実績			今期目標		
	R3	R4	R5見込	R6	R7	R8
就労定着支援事業の利用者数	210人	252人	262人	273人	285人	297人

▶ 国の基本指針の通り。

(7) 就労定着支援事業における就労定着率及び就労支援のネットワーク強化や支援体制構築のための協議会（就労支援部会）等の設置【新設】

令和8年度末時点において、就労定着率が7割以上の事業所を全体の2割5分以上とすることを目指す。また、地域の就労支援のネットワークを強化し、雇用や福祉等の関係機関が連携した支援体制の構築を推進するため、協議会（就労支援部会）等を設けて取り組みを進めることを目指す。

項目	前期実績			今期目標		
	R3	R4	R5見込	R6	R7	R8
就労定着支援事業における就労定着率7割以上の事業所の割合	4.8%	8.7%	11.1%	15.0%	20.0%	25.0%
協議会(就労支援部会)等の設置			検討	検討	設置	運営

- ▶ 国の基本指針の通り。

4 障害児支援の提供体制の整備等

(1) 障害児の地域支援体制の構築【新設】

児童発達支援センターによる地域の支援体制の向上を目指す。

項目	前期実績			今期目標		
	R3	R4	R5見込	R6	R7	R8
児童発達支援センターによる相談支援回数	1,537回	2,272回	2,400回	2,500回	2,750回	3,000回
児童発達支援センターによる施設訪問支援回数	701回	1,435回	1,500回	1,600回	1,800回	2,000回

- ▶ 国の基本指針では、令和8年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1箇所以上設置することを基本とすることとしています。
- ▶ 本市ではすでに設置済み(11箇所)であるため、児童発達支援センターが地域の中核機関としてアーチルや障害児通所支援事業所等と連携し、地域の支援体制を向上することを目指します。

(2) 障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進【新設】

令和8年度末までに障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制を構築することを目指す。

（一部再掲）

項目	前期実績			今期目標		
	R3	R4	R5見込	R6	R7	R8
児童発達支援センターによる相談支援回数	1,537回	2,272回	2,400回	2,500回	2,750回	3,000回
児童発達支援センターによる施設訪問支援回数	701回	1,435回	1,500回	1,600回	1,800回	2,000回
保育所等訪問支援事業所による支援回数	1回	170回	336回	432回	480回	528回

- ▶ 国の基本指針では、児童発達支援センターや地域の障害児通所支援事業所等が保育所等訪問支援等を活用しながら、令和8年度末までに、障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制を構築することを基本とすることとしています。
- ▶ 本市では、障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制の構築に向けて、アーチルや児童発達支援センターが、幼稚園や保育所等に対し、障害児及び家族の支援に関する専門的支援や助言を行っていきます。

(3) 重症心身障害児に対する支援

令和8年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を、市内に31箇所以上確保することを目指す。

項目	前期実績			今期目標		
	R3	R4	R5見込	R6	R7	R8
主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所数	12箇所	14箇所	16箇所	19箇所	25箇所	31箇所

- ▶ 国の基本指針では、令和8年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1箇所以上確保することを目指すこととしています。
- ▶ 本市では、すでに達成済みであるため、それを上回る目標を設定します。

(4) 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置

令和8年度末までに、医療的ケア児等に関するコーディネーター登録者数を、令和4年度末実績の18人から22人に増加させることを目指す。

項目	前期実績			今期目標		
	R3	R4	R5見込	R6	R7	R8
コーディネーター登録者数	16人	18人	19人	20人	21人	22人

- ▶ 国の基本指針では、令和8年度末までに、各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とすることとしています。
- ▶ 本市では、協議の場及びコーディネーターはすでに設置・配置済みであるため、コーディネーターの増員目標を設定します。

(5)障害児入所施設に入所する児童が大人にふさわしい環境へ移行できるようにするための移行調整の協議の場の設置【新設】

障害児入所施設に入所する児童が大人にふさわしい環境へ円滑に移行できるように、令和6年度末までに移行調整の協議の場の設置を目指す。

項目	前期実績			今期目標		
	R3	R4	R5見込	R6	R7	R8
移行調整の協議の場の設置	/	/	試行的に設置	設置	運営	運営

- ▶ 国の基本指針どおり。
- ▶ 障害児入所施設に入所する児童の成人になる際の意味決定を支援しその選択を尊重するために、各関係者が移行調整の場において協議を行い、障害児入所施設から成人期における障害福祉サービス等への円滑な移行を進めてまいります。

5 相談支援体制の充実・強化等

基幹相談支援センターによる地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保することを目指す。

項目	前期実績			今期目標		
	R3	R4	R5見込	R6	R7	R8
合同事例検討 会開催回数 (※1)	5回	5回	5回	5回	5回	5回
地域の相談機 関との連携強 化の取組件数 (※2)	48回	79回	68回	80回	80回	80回
協議会におけ る個別事例の 検討実施回数	8回	25回	25回	25回	25回	25回

- ▶ 国の基本指針では、相談支援体制の充実・強化のための取り組みとして、基幹相談支援センターの設置、地域の相談支援体制の強化、協議会における個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善を確保することを基本とすることとしています。
- ▶ 本市においては、基幹相談支援センターは設置済みであるため、地域の相談支援体制の強化や地域サービスの基盤の開発・改善を目指します。
 - ※1 支援者の能力向上を目的に、基幹相談支援センター、相談支援事業所、地域生活支援拠点、発達障害地域支援マネジャー等が合同で事例検討を行うもの
 - ※2 区自立支援協議会参加回数、ひきこもり支援連絡協議会・地域相談会参加回数、地域生活支援拠点運営会議参加回数を計上

6 障害福祉サービス等の質の向上

(1) 障害福祉サービス等に係る各種研修の活用

令和8年度末までに、宮城県が実施する障害福祉サービス等に係る研修等に継続して参加し、支援の質の向上を目指す。

項目	前期実績			今期目標		
	R3	R4	R5見込	R6	R7	R8
研修への本市職員 の参加・ 聴講者数	6回	35回	35回	36回	36回	36回

- ▶ 国の基本指針の通り。
- ▶ 宮城県が実施する障害福祉サービス等に係る研修への本市職員の参加・聴講者数を目標とします。

(2) 障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有【新設】

令和8年度末までに、障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果等の共有を行い、支援の質の向上を目指す。

項目	前期実績			今期目標		
	R3	R4	R5見込	R6	R7	R8
障害者自立支援 審査支払等 システムによる 審査結果の 共有回数	0回	0回	1回	1回	1回	1回

- ▶ 国の基本指針の通り。
- ▶ 障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の分析を行い、その結果を事業所と共有することで、給付の適正化や請求事務の効率化等を目指します。

(3) 実地指導等・集団指導

実地指導等及び集団指導を通じて障害福祉サービス等の質の向上を目指す。

項目	前期実績			今期目標		
	R3	R4	R5見込	R6	R7	R8
実地指導等の回数	63回	75回	120回	120回	125回	130回
集団指導への事業所参加率	64.0%	65.5%	75.0%	75.0%以上	75.0%以上	75.0%以上

- ▶ 国の基本指針では、令和8年度末までに、障害福祉サービス等の質を向上させるため、指導監査の適正な実施とその結果の関係市町村との共有を実施する体制を構築すること等を目標としています。
- ▶ 本市では、障害福祉サービス等の質の向上のためには、実地指導等及び集団指導を通じて事業者への指導の充実を図ることが重要であることから、上記の目標を設定します。

2 活動指標に係る見込量の推計の考え方

成果目標の達成のためには、障害福祉サービス等の種類ごとの必要な量や事業の実施回数等について見込むことが必要です。

国の基本指針に定める事項ごとに、これまでの実績の伸び率、本市が今後力を入れていく施策や想定される対象者の人数等の考慮すべき事項を踏まえ、各サービス等の見込量等を算出しています。

3 見込量確保のための方策等

(1) 障害福祉サービス

訪問系サービスについては、居宅介護などの需要増加が見込まれることから、利用者の状態像の把握などを通して、利用者が適切なサービスを選択できるよう提供体制の整備に努めます。

また、日中活動系サービスについては、生活介護、就労支援、短期入所などの需要増加が見込まれることから、利用者の状態像の把握などを通して、利用者が適切なサービスを選択できるよう、特に重い障害のある方への提供体制の整備に努めます。

さらに居住系サービスについては、共同生活援助（グループホーム）の需要増加が見込まれることから、事業者に対する補助制度等の情報の周知を行うとともに、制度への理解を深めてもらうことで、新規事業者の開設を促します。

(2) 相談支援

計画相談支援については、指定特定相談支援事業所数及び相談支援専門員の数が増加していますが、障害福祉サービス受給者数の増加率は、それを上回っています。サービス等利用計画を必要とする方が支援を受けられるよう、障害福祉サービス事業所に対し、説明会や実務研修会の開催、訪問等により、運営モデルを提案することで、既存事業者の事業拡大や新規事業者の増加を促していくほか、計画相談支援をより利用しやすい環境を整備するために、実態の把握を進めています。

また、精神障害のある方を対象とした、地域移行支援と地域定着支援については、令和4年の「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」（精神保健福祉法）の一部改正などにより、精神障害者の権利擁護を図るものであることを明確にするとともに、地域生活の支援の強化等により精神障害者の希望やニーズに応じた支援体制の整備が求められています。本市では精神保健福祉審議会を、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた検討の場として、地域移行・定着の事業促進に向けた検討を進めていきま

す。

(3) 障害のある児童や発達に不安のある児童に対する支援

障害のある児童や発達に不安のある児童に対する支援については、子育てと教育、福祉等の関係機関の連携を推進し、ライフステージを通じた切れ目のない支援の充実を図ります。

児童発達支援については、児童発達支援センターを拠点とし、児童発達支援事業所や関係機関等と連携し、相談支援や療育の提供を行います。

また、放課後等デイサービスについては、必要な見込量の確保が可能となるよう事業所の新規開設に向けた働きかけを行います。特に、重症心身障害等の特別な支援が必要な児童の受け入れが可能な事業所の新規開設に向けて、人材育成等を含めた受け入れ体制の拡充を進めます。

(4) 発達障害のある方等に対する支援

身近な地域で発達に関する不安や悩みを相談できる相談支援機能の強化に向けては、アーチルを中心として市内11カ所の児童発達支援センターや区保健福祉センター、学校、障害福祉サービス事業所、子育て支援機関等の関係機関との連携強化を図るとともに、支援者の支援力向上等の人材育成に努め、本人や保護者を支援する相談支援体制の構築に努めます。

また、医療、保健、福祉、教育、労働等の関係者で構成する「発達障害者支援地域協議会」において、課題の共有や関係者の連携の強化を図り、本市の実情に応じた支援体制の整備を進めます。

(5) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

平成30年度に精神保健福祉審議会を保健、医療、福祉の関係者による協議の場として位置づけ、「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の構築に向けた検討を開始しました。

審議会では、2つの大テーマのうち、「地域における支援体制のあり方」について、令和5年9月に最終報告としてとりまとめました。もう1つの大テーマである「精神障害者の地域移行の推進」については、令和5年10月以降、課題の整理や課題の解決に向けた仕組みの具体的な検討を進めます。

(6) 相談支援体制の充実・強化のための取り組み

基幹相談支援センターにおいて、従来の相談支援体制では対応が難しい支援困難ケースへの確実な介入と継続的な支援を確保するために、主に相談支援事業所に対する「支援者支援」「人材育成」「ネットワーク形成」に取り組

みます。

また、基幹相談支援センターの将来的な委託事業化を見据え、各般の取り組みを通じて、目的の達成に求められる機能や運用の在り方について整理を進めます。

(7) 障害福祉サービスの質を向上させるための取り組み

宮城県が実施する研修を活用し、本市職員の障害福祉サービス等に関する知見を向上させるとともに、実地指導等、集団指導を通じて事業者への指導を充実させることで、支援の質の向上を目指します。

また、障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の分析を行い、その結果を事業所と共有することで、給付の適正化や請求事務の効率化等を目指します。

(8) 地域生活支援事業

意思疎通支援については、人材育成や派遣体制の整備を着実に進め、多様化する利用者のニーズに沿った支援の提供に努めます。

また、日常生活支援や社会参加支援などの各種事業については、障害のある方が生きがいをもって自立した地域生活を送るためには、サービス提供体制の確保が必要であり、それを支える人材確保の取り組みを進めていきます。

(9) 地域生活支援促進事業

障害者虐待の相談件数の増加や複雑な案件への対応のため、関係機関との連携を強化するとともに、障害福祉サービス事業所等に対して虐待防止研修を継続的に実施し、虐待の未然防止を図ります。

また、発達障害者支援体制整備事業について、仙台市自閉症児者相談センターに発達障害者地域支援マネジャーを配置し事業所への支援を行うとともに、アーチルや関係機関が本人や保護者と協働してサポートファイルを作成すること等を通し、発達障害のある方や発達に不安を抱える方への支援の拡充を図っていきます。

4 見込量

(1) 障害福祉サービス

	サービスの種類	単位	前期実績		今期見込量		
			R3	R4	R6	R7	R8
①訪問系	居宅介護	時間/月	45,542	46,009	48,610	49,964	51,357
		利用者数/月	1,599	1,608	1,692	1,736	1,781
	重度訪問介護	時間/月	21,692	22,273	26,291	28,565	31,035
		利用者数/月	61	56	62	65	68
	同行援護	時間/月	3,091	3,555	3,919	4,115	4,321
		利用者数/月	214	222	223	223	223
	行動援護	時間/月	252	169	173	175	177
		利用者数/月	10	11	12	13	13
	重度障害者等包括支援	時間/月	0	0	0	0	0
		利用者数/月	0	0	0	0	0
②日中活動系	生活介護	人日分/月	37,342	38,252	41,000	41,400	41,800
		利用者数/月	1,896	1,897	2,050	2,070	2,090
	自立訓練（機能訓練）	人日分/月	315	262	262	262	262
		利用者数/月	28	30	30	30	30
	就労選択支援【新設】	利用者数/月				39	117
	自立訓練（生活訓練）	人日分/月	2,976	3,086	3,070	3,070	3,070
		利用者数/月	159	166	176	176	176
	就労移行支援	人日分/月	7,394	7,494	7,571	7,622	7,673
		利用者数/月	439	442	448	451	454
	就労継続支援A型	人日分/月	9,823	11,754	13,680	14,763	15,846
		利用者数/月	497	606	720	777	834
	就労継続支援B型	人日分/月	44,060	49,821	55,641	58,990	62,339
		利用者数/月	2,651	2,879	3,273	3,470	3,667
	就労定着支援	利用者数/月	210	252	273	285	297
	療養介護	利用者数/月	130	127	137	142	147
	短期入所（福祉型、医療型）	人日分/月	2,112	2,682	3,129	3,380	3,651
		利用者数/月	377	488	571	617	667

	サービスの種類	単位	前期実績		今期見込量		
			R3	R4	R6	R7	R8
③ 居住系	自立生活援助	利用者数/月	7	4	7	8	9
	共同生活援助	利用者数/月	1,236	1,352	1,609	1,756	1,915
	施設入所支援	利用者数/月	531	524	524	524	524
	地域生活支援拠点等	設置カ所数	1	1	1	1	1
		コーディネーター の配置人数	2	3	2	2	2
		検証・検討の 実施回数/年	1	1	1	1	1

(2) 相談支援

サービスの種類	単位	前期実績		今期見込量		
		R3	R4	R6	R7	R8
計画相談支援	利用者数/月	1,436	1,506	1,671	1,854	2,057
地域移行支援	利用者数/月	1.8	1.8	3.0	4.0	5.0
地域定着支援	利用者数/月	6.5	9.4	13.0	18.0	25.0

(3) 障害のある児童や発達に不安のある児童に対する支援

サービスの種類	単位	前期実績		今期見込量		
		R3	R4	R6	R7	R8
児童発達支援	人日分/月	6,057	6,603	7,874	8,583	9,355
	利用者数/月	766	865	1,085	1,215	1,361
放課後等デイサービス	人日分/月	28,562	33,677	38,318	42,150	46,365
	利用者数/月	2,141	2,436	2,948	3,242	3,567
保育所等訪問支援	人日分/月	0	21	36	40	44
	利用者数/月	0	13	18	20	22
居宅訪問型児童発達支援	人日分/月	17	49	56	56	56
	利用者数/月	4	7	7	7	7
福祉型障害児入所施設 ・医療型障害児入所施設	利用者数/月	51	54	56	56	56
障害児相談支援	利用者数/月	244	266	300	339	383

サービスの種類	単位	前期実績		今期見込量		
		R3	R4	R6	R7	R8
医療的ケア児等に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数	人/年	16	18	20	21	22
特別支援保育事業	人/年	569	596	686	686	686
居宅訪問型保育事業【新設】	人/年	0	0	2	2	2
放課後児童健全育成事業	人/年	365	382	375	375	373

(4) 発達障害のある方に対する支援

サービスの種類	単位 (年間)	前期実績		今期見込量		
		R3	R4	R6	R7	R8
発達障害者支援地域協議会の開催	回	3	4	4	4	4
発達障害者支援センターによる相談支援	件	8,600	9,163	9,100	9,100	9,100
発達障害者支援センター及び発達障害者地域支援マネジャーの関係機関への助言	件	2,633	2,998	3,100	3,300	3,500
発達障害者支援センター及び発達障害者地域支援マネジャーの外部機関や地域住民への研修、啓発	件	6	21	12	12	12
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数(保護者)及び実施者数(支援者)	人	233	248	290	290	300
	人	13	13	15	15	15
ペアレントメンターの人数	人	33	33	34	35	36
ピアサポートの活動への参加人数	人	390	363	410	410	410

(5) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

サービスの種類	単位	前期実績		今期見込量		
		R3	R4	R6	R7	R8
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	回/年	1	1	1	1	1
保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数	人/年	18	15	19	19	19
保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	目標設定の有無	有	有	有	有	有
	評価実施回数/年	1	1	1	1	1
精神障害者の地域移行支援	利用者数/月	1.8	1.3	3.0	3.0	4.0
精神障害者の地域定着支援	利用者数/月	6.5	8.5	12.0	17.0	23.0
精神障害者の共同生活援助	利用者数/月	455	507	628	699	778
精神障害者の自立生活援助	利用者数/月	4	2	5	5	6
精神障害者の自立訓練（生活訓練）【新設】	利用者数/月	142	141	142	142	142

(6) 相談支援体制の充実・強化のための取り組み

サービスの種類	単位 (年間)	前期実績		今期見込量		
		R3	R4	R6	R7	R8
基幹相談支援センターの設置	実施の有無	有	有	有	有	有
基幹相談支援センターによる地域の相談支援体制の強化【新設】	訪問等による指導助言件数	289	197	207	207	207
	人材育成の支援件数	392	469	347	347	347
	地域の相談機関との連携強化の取組件数	48	79	80	80	80
	合同事例検討会開催回数	5	5	5	5	5
協議会における個別事例の検討を通じた地域のサービス基盤の開発・改善【新設】	事例検討実施回数	8	25	25	25	25
	参加事業者・機関数	24	63	63	63	63
	専門部会の設置数	2	2	2	2	2
	専門部会の実施回数	2	3	3	3	3

(7) 障害福祉サービスの質を向上させるための取り組み

サービスの種類	単位 (年間)	前期実績		今期見込量		
		R3	R4	R6	R7	R8
障害福祉サービス等に係る各種研修の活用	人	6	35	36	36	36
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有	回			1	1	1
実地指導等の実施	回	63	75	120	125	130
集団指導の実施	% (事業所参加率)	64.0	65.5	75.0 以上	75.0 以上	75.0 以上

(8) 地域生活支援事業

サービスの種類	単位 (年間)	前期実績		今期見込量		
		R3	R4	R6	R7	R8
理解促進研修・啓発事業	実施の有無	有	有	有	有	有
自発的活動支援事業	実施の有無	有	有	有	有	有
相談支援事業	実施力所数	16	16	16	16	16
	基幹相談支援センター設置の有無	有	有	有	有	有
	住宅入居等支援事業実施有無	有	有	有	有	有
成年後見制度利用支援事業	制度利用申請件数(障害)	28	32	39	46	53
成年後見制度法人後見支援事業	実施の有無	有	有	有	有	有
意思疎通支援事業						
①手話通訳者派遣事業	派遣人数	1,016	968	1,038	1,038	1,038
②要約筆記者派遣事業	派遣人数	78	24	53	53	53
③手話通訳者設置	設置数	7	7	7	7	7
日常生活用具等給付事業						
①介護・訓練支援用具	給付件数/年	96	120	121	122	123
②自立生活支援用具	給付件数/年	203	208	210	212	214
③在宅療養等支援用具	給付件数/年	196	199	200	202	204
④情報・意思疎通支援用具	給付件数/年	241	278	280	282	284
⑤排泄管理支援用具	給付件数/年	23,637	23,404	23,404	23,404	23,404
⑥居宅生活動作補助用	給付件数/年	24	25	25	25	25
合計	給付件数/年	24,397	24,234	24,240	24,247	24,254
手話奉仕員養成研修事業	養成講習修了者数/年	30	34	40	40	40
移動支援事業	利用時間数/年	100,309	106,342	109,958	113,696	117,562
	利用者数/年	712	761	790	820	851
地域活動支援センター (基礎的事業)	実施力所数	12	13	12	12	12
	利用者数/年	373	409	404	407	410
地域活動支援センター (機能強化事業)	実施力所数	7	6	6	6	6
	利用者数/年	185	162	167	167	167

① 必須事業

サービスの種類	単位 (年間)	前期実績		今期見込量		
		R3	R4	R6	R7	R8
専門性の高い相談支援事業						
①発達障害者支援センター運営事業	実施カ所数	2	2	2	2	2
	利用者数	4,377	5,274	5,200	5,200	5,200
②障害児療育支援事業	実施カ所数	5	5	5	5	5
専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業						
①手話通訳者	養成講習 修了者数	5	5	20	20	20
②要約筆記者	養成講習 修了者数	8	6	10	10	10
③盲ろう者通訳介助員	養成講習 修了者数	8	8	8	8	8
④失語症者向け意思疎通支援者	養成講習 修了者数	0	19	8	8	8
専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業						
①広域派遣（手話通訳者・要約筆記者）	派遣人数	20	21	18	18	18
	派遣利用時間	1,185	1,715	2,059	2,059	2,059
②盲ろう者通訳・介助員	派遣人数	321	467	440	440	440
	派遣利用時間	1,185	1,715	2,059	2,059	2,059
広域的な支援事業						
①精神障害者地域生活支援広域調整事業						
ア 地域生活支援広域調整会議等事業	実施の有無	有	有	有	有	有
イ 地域移行・地域生活支援事業	ピアスタッフ人数	2	1	2	2	2
②発達障害者支援地域協議会による体制整備事業	協議会開催回数	3	4	4	4	4

① 必須事業

サービスの種類	単位 (年間)	前期実績		今期見込量		
		R3	R4	R6	R7	R8
日常生活支援						
①福祉ホームの運営	実施カ所数	3	3	2	2	2
	利用者数/年	42	46	39	40	41
②訪問入浴サービス	利用者数/年	122	117	120	120	120
③生活訓練等	利用者数/年	572	592	625	625	625
④日中一時支援	回数/年	227	312	312	312	312
	利用者数/年	9,399	11,093	11,093	11,093	11,093
⑤地域移行のための安心生活支援	地域生活支援拠点設置の有無	有	有	有	有	有
⑥巡回支援専門員整備	実施児童館数	57	49	50	50	50
社会参加促進事業						
①レクリエーション活動等支援	参加者数/年	1,043	2,507	3,321	3,321	3,321
②芸術文化活動振興	参加者数/年	439	10,277	13,596	13,732	13,869
③点字・声の広報等発行	利用者数/年	606	624	624	624	624
④奉仕員養成研修						
ア 点訳奉仕員	養成研修修了者数/年	9	8	10	10	10
イ 朗読奉仕員	養成研修修了者数/年	8	10	10	10	10
⑤障害者自立(いきいき)支援機器普及アンテナ事業	新規相談件数/年	21	18	22	22	22
	研修開催回数/年	3	15	20	20	20

②任意事業

(9) 地域生活支援促進事業

サービスの種類	単位 (年間)	前期実績		今期見込量		
		R3	R4	R6	R7	R8
かかりつけ医等発達障害対応力向上研修事業	累積受講者数	128	130	150	170	190
発達障害者支援体制整備事業	マネジャー配置数	3	4	4	4	4
	マネジャー支援延件数	1,358	1,466	1,290	1,390	1,490
	自閉症センター相談延件数	6,676	7,169	9,801	9,801	9,801
	セミナー等開催回数	1	2	2	2	2
	サポートファイル作成数	330	280	355	355	355
	自立支援事業利用者数	5	6	10	10	10
障害者虐待防止対策支援事業	実施の有無	有	有	有	有	有
成年後見制度普及啓発事業	実施の有無	有	有	有	有	有
発達障害児者及び家族等支援事業	ペアレントトレーニング等受講者数	233	248	290	290	300
	ペアレントメンター数	33	33	34	35	36
	ピアサポート参加人数	390	363	410	410	410
精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進事業	実施の有無	有	有	有	有	有
障害者 ICT サポート総合支援事業	訓練支援者数	27	63	70	70	70
	ボランティア養成者数	4	4	4	4	4
重度訪問介護利用者の大学修学支援事業	利用者数	1	2	1	1	1
雇用施策との連携による重度障害者等就労支援特別事業【新設】	利用者数		0	1	1	1

第5章 計画の推進

1 推進体制

子育て支援、教育などを所管する庁内関係部局や、福祉の担い手となる様々な主体と協働して、本計画の施策を総合的に推進していきます。また、学識経験者、障害当事者、障害者団体や関係機関などで構成される仙台市障害者施策推進協議会により監視等を実施していきます。

2 各主体の役割

(1) 行政（仙台市）

国や宮城県、関係機関と協調し、様々な主体と連携することで、支援のネットワークを強化し、障害のある方が地域で安心して生活できる仕組み作りを推進していきます。

(2) 障害者団体・事業所

団体や事業所間の連携を深めることで、生活の支援や当事者活動の一層の促進を図り、障害のある方の自立と社会参加を推進していくことが期待されます。

(3) 企業

障害のある方の雇用の拡大を図るとともに、地域や社会を構成する一員として、障害のある方が住みやすい地域や社会づくりへの取り組みが期待されます。

(4) 地域

地域における市民、団体、企業などのつながりが強くなることで、障害があっても安心して暮らすことができる環境づくりに結びつくことが期待されます。

(5) 市民

市民の障害理解が一層進み、正しい理解と意識を持って、障害のある方もない方も、互いに尊重し合いながら共生する社会の実現に寄与するよう努めていく必要があります。

3 計画の普及・啓発

本市のホームページへの掲載や各区役所での配布など、本市の障害者施策の考え方や内容について、広く市民に周知していきます。また、点字版、テキスト版、平易版などを作成することで、障害により情報を得ることが難しい方に対する情報保障を充実していきます。

4 計画の達成状況の点検及び評価

成果指標、計画関連事業、成果目標及び見込量については、定期的の実績を把握し、その達成状況を検証したうえで、毎年度、仙台市障害者施策推進協議会に報告し公表するものとします。当協議会においては、計画に係る監視・調査・分析・評価を行い、この結果に基づいて所要の対策を検討・実施していきます。

また、令和8年度に障害者保健福祉計画の中間評価を行い、今期計画期間中の実績や、法改正など社会環境の変化に伴う見直しを実施します。

